



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場真弥
印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

平成17年度

河川局関係予算概算要求の概要…抜粋…



台風16号による肱川(大州市)の出水状況(8月31日)(四国地方整備局提供)

目次

国庫補助負担金改革に関してアンケート調査	2
平成17年度河川局関係予算概算要求の概要	7
地方からの声	
浜原ダムと江の川の治水について	島根県邑智町長 林 興平 30
全水連だより 平成16年度地方治水大会等の日程変更	32

国庫補助負担金改革に関してアンケート調査

—(社)全国治水砂防協会と共同で依頼—

全国治水期成同盟会連合会は、(社)全国治水砂防協会と共同で、三位一体改革に関連して地方六団体から政府に提出された、「国庫補助負担金等に関する改革案」につきまして、会員である加盟市町村にア

ンケート調査を依頼することといたしました。

短期間の調査で大変恐縮に存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、アンケート調査の内容をご紹介します。

番 号

平成16年9月8日

会 員 各 位

社団法人全国治水砂防協会会長
全国治水期成同盟会連合会会長

今後の河川・砂防関係事業の進め方に関するアンケート調査について（依頼）

謹啓 初秋の候、ますますご清適のこととお慶び申し上げます。

さて、三位一体改革に関連し、地方六団体において「国庫補助負担金等に関する改革案」が政府に提出され、その中で、平成17年度から18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金として、治水事業関係では、河川事業の約7割、砂防事業の約9割の補助金が廃止リストに挙げられております。今後、経済財政諮問会議等での議論を踏まえ、この秋頃に三位一体の全体像が明確化され、年内に決定されると聞いております。

(社)全国治水砂防協会及び全国治水期成同盟会連合会といたしましても、安全・安心の地域社会の構築のため、これまでも治水事業関係の補助金の必要性について提言等を行ってきたところですが、今回の地方六団体の提案を踏まえ、今後の河

川事業・砂防関係事業（砂防・地すべり・がけ崩れ）の進め方について、会員各位のご意見を伺いたく、アンケート調査をさせていただくことといたしました。

なお、アンケート集計結果については、会員全体の意見としてとりまとめ、災害対策が的確に行われていくよう関係方面にお知らせするとともに、広く世の中に公表したいと考えております（個別の市町村名は公表しません）。また、これらを踏まえた、両会の決議等の活動も行ってまいりたいと考えております。

ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、何卒よろしくようお願い申し上げます。

謹白

○提出期限：平成16年9月14日（火）

アンケート調査票

都道府県名		市町村名	
-------	--	------	--

以下の設問について、該当項目の番号に○をつけてください。

1. 今年も、新潟・福島豪雨災害や福井豪雨災害、四国・九州・中国等における相次ぐ台風による災害が発生しています。河川・砂防関係事業（河川、砂防、地すべり、がけ崩れ）による災害対策は今後とも必要だと思いますか。
 - ① 生命・財産を守るものであり、着実に実施すべき
 - ② どちらかといえば必要
 - ③ どちらともいえない
 - ④ 必要性がなくなっている
 2. 地方六団体の案では、河川事業の7割、砂防関係事業の9割の補助金が廃止・移譲対象になっていますが、このことをご存知ですか。
 - ① 知っている
 - ② 知らない
 3. 河川・砂防関係補助事業の大部分が廃止・移譲対象となった理由は、必要性の議論からではなく、廃止・移譲対象として都道府県のみが事業主体のものを積み上げたことによるものであることをご存知ですか。
 - ① 知っている
 - ② 知らない
 4. 河川・砂防関係事業は、限られた全国の予算を、災害の発生状況等に応じて機動的に配分する必要があります。今回の廃止・移譲対象からは、発生した災害に対応するため緊急的かつ集中的に実施する激特事業等は除外されていますが、廃止・移譲対象とされた通常の河川・砂防関係補助事業の各都道府県毎の予算も、年によって大幅に変動しています。六団体の案にあるように仮に税源移譲し、地方交付税の算定等を通じて財源措置を行おうとしても、河川・砂防関係事業のように、極端に地域的・時間的変動が大きいものについての財源調整は困難であることから、災害対策が十分に行われな
- なる懸念はありませんか。
- ① 懸念がある
 - ② 懸念はない
 - ③ わからない
5. 今回の廃止・移譲対象から除外された激特事業等は、廃止・移譲対象とされた河川・砂防関係補助事業の予算から先取りすることで成り立っている制度であり、これらの事業が廃止されると激特事業等による災害の再発防止対策も困難になることをご存知ですか。
 - ① 知っている
 - ② 知らない
 6. 以上のような災害対策の特性に加え、公共事業は、その財源を建設国債で賄っているため、廃止しても税源移譲に繋がらないとの指摘があります。これらを踏まえ、河川・砂防関係補助事業についてどのようにお考えですか。
 - ① 災害発生に伴う予算変動に的確に対応するため、補助制度による機動的な資金確保が必要
 - ② 税源移譲が確実でないので、補助制度を堅持すべき
 - ③ 災害対策がおろそかになっても、補助制度は廃止すべき
 7. 災害対策には、災害発生後に対応する災害復旧的なものと、未然に災害の発生を防止する災害予防に区分されます。今後の災害対策はどのようにあるべきとお考えですか。
 - ① 貴重な生命・財産を守るためには災害予防からしっかりやるべき
 - ② トータルコストの面から未然防止である災害予防が大切
 - ③ 災害復旧的なものを中心に、災害予防は補完的に行うべき
 - ④ 災害はまれにしか起こらないので、災害復旧的なものだけで十分
 8. 当会では、「治水関係事業費の必要額の確保を

図る。国が必要な事業費の保証、調整機能を確保し、国庫補助負担金を機動的かつ重点的に措置することが不可欠。その上で、補助制度について地方の自主性・裁量性を高めるための改革をさらに進める。」との決議を行ってまいりました。河川・砂防関係事業といった災害対策についての基本的なお考えをお聞かせください。

① 国民が等しく災害からの安全を享受できるようにすべき

② 全て地域の責任で行い、安全の確保に地域差がでてはならない

9. 今回地方六団体の案において示された河川・砂防関係事業の廃止・移譲について、上記以外にも自由にご意見をお聞かせください。

()

【資料】

地方六団体の国庫補助負担金等に関する改革案について

8月19日に地方六団体による「国庫補助負担金等に関する改革案」がとりまとめられ、24日政府へ提出された。

【改革案の問題点】

① 河川・砂防関係事業のほとんどが廃止・移譲対象補助金

「市町村が公共事業を円滑に執行するには、確実な財源措置のあり方について、なお検討する必要がある。」との理由により、廃止・移譲対象補助金は都道府県のみが事業主体となっている事業に限定されている。

必要性が薄くなった補助事業を廃止し、存置する補助事業について自主性・裁量性を向上することが補助金改革の基本であるにもかかわらず、今回の案は、都道府県のみが事業主体のものを積み上げただけであり、このため、河川・砂防関係事業については、その必要性の議論がほとんどなされていないまま、河川事業の約7割、砂防事業の約9割が廃止・移譲対象とされている。

② 河川・砂防関係事業は補助制度以外での対応は困難

河川・砂防関係事業は災害の発生に応じて機動的・集中的に実施する必要があることから、地方交付税の算定等を通じて財源措置を行うとしても、極端に地域的・時間的変動が大きい河川・砂防関係事業については財源調整が困難である。

別紙—1、別紙—2

③ 災害予防と災害復旧は一体不可分

河川・砂防関係事業は、災害予防と災害復旧と

一体不可分として地域の安全・安心を向上させていくものである。本年発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、四国・九州・中国豪雨等の大災害に対する河川等の緊急対策についても、廃止・税源移譲対象である河川・砂防関係事業と廃止・税源移譲対象外の激特事業等は一体不可分として実施されるべきものであり、廃止された場合、災害の再発防止が困難となる。別紙—3

④ 建設国債は税源移譲につながらない

河川・砂防関係事業等の災害の防止に関わる公共事業については、多くの知事から廃止・移譲対象補助金から削除すべきとの意見が出されたが、確実に10割（通常は8割）の税源移譲を行うことを条件に廃止・移譲対象補助金とされた。

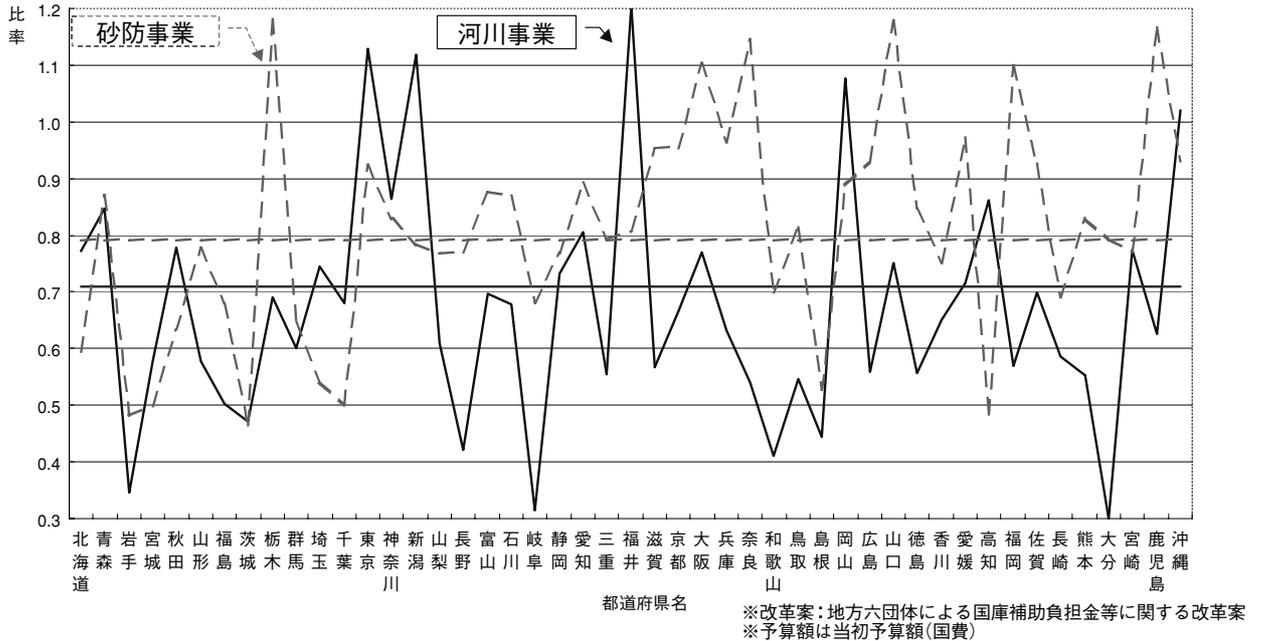
しかしながら、河川・砂防関係事業等の公共投資関係の補助金は、建設国債が財源であり、そもそも移譲すべき税源が存在しないことから、廃止された場合には地方における必要な予算が確保されないという、根本的な問題と矛盾を含んでいる。

⑤ 水害・土砂災害対策は国家の基本的な責務

そもそも水害・土砂災害から国民の生命・財産を守る河川・砂防関係事業は、国としての基本的責務であり、国民が等しく水害・土砂災害からの安全性を享受できるよう全国的な見地から調整する機能として補助制度が必要不可欠であると考えられるが、このような河川・砂防関係事業といった災害対策についての基本的な考えが議論されていない。

改革案において、廃止・税源移譲対象とされている 河川事業・砂防事業のH11予算に対するH16予算の比

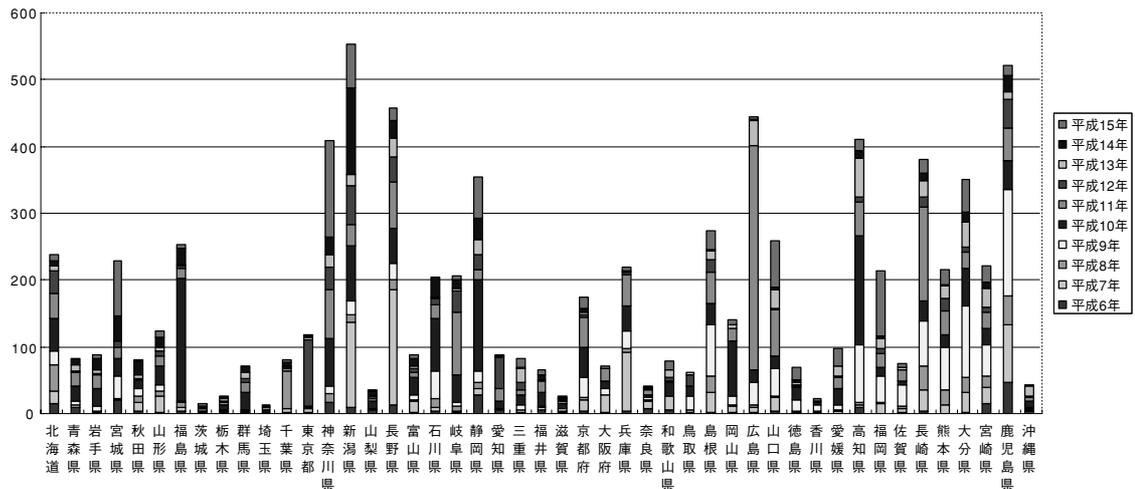
○改革案※において、廃止・税源移譲対象事業となっている河川・砂防事業は、災害の発生状況に応じて地域的・時間的変動が大きいいため、地方交付税等による財源調整は困難。



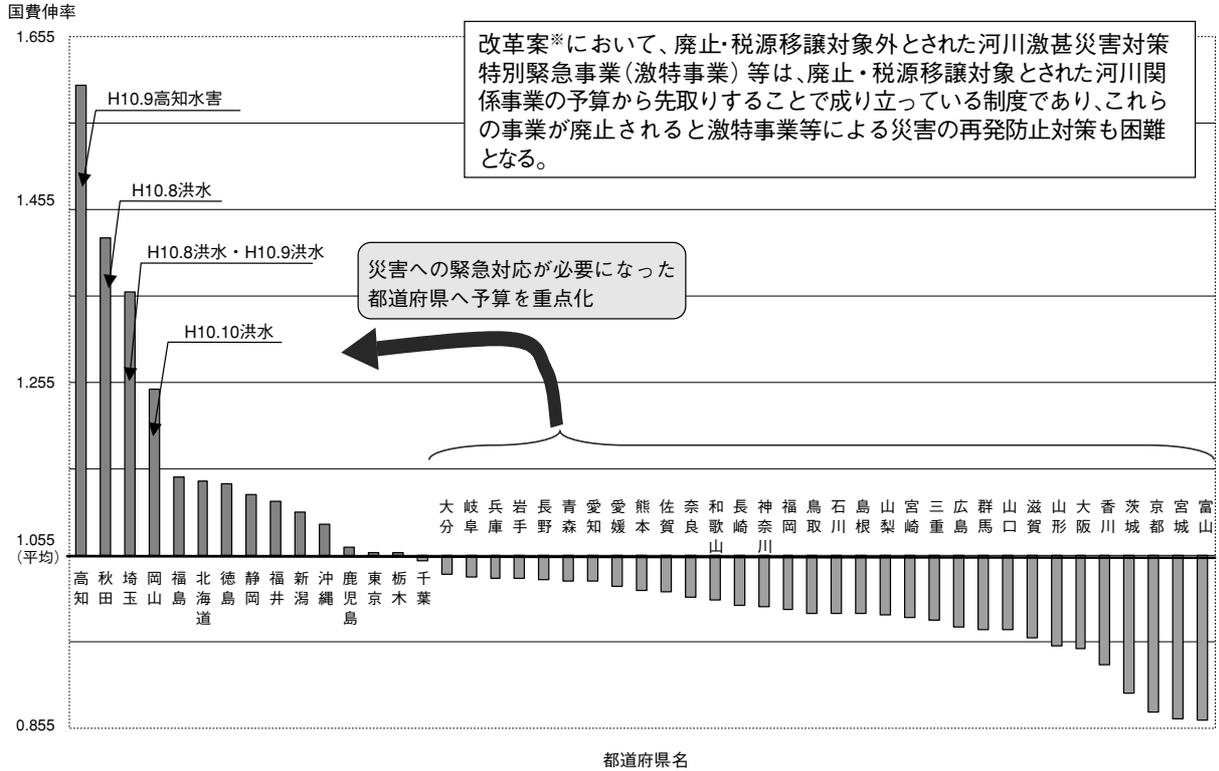
災害の発生状況

土砂災害や水害は、発生する時期・発生する場所にばらつきがあり、災害対策は、外形的基準のような配分ではなく、機動的に配分できる補助制度が有効である。

(件数) 過去10カ年(平成6年～平成15年)の都道府県別土砂災害発生件数



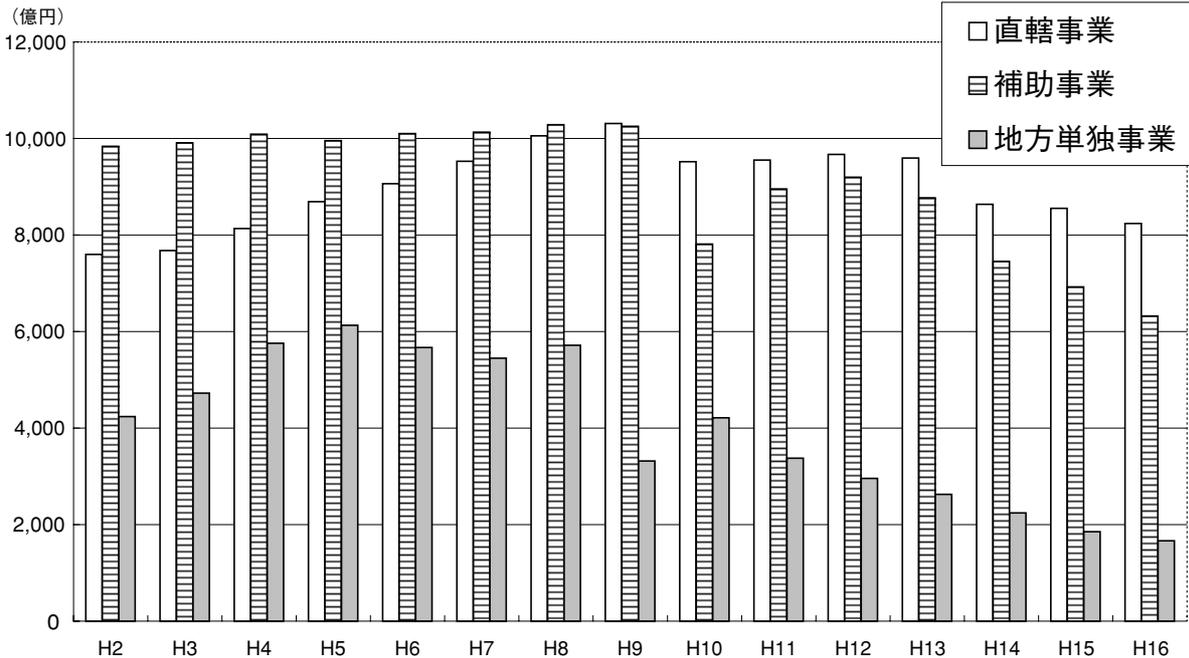
平成11年度予算の都道府県別の伸率



改革案*において、廃止・税源移譲対象外とされた河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)等は、廃止・税源移譲対象とされた河川関係事業の予算から先取りすることで成り立っている制度であり、これらの事業が廃止されると激特事業等による災害の再発防止対策も困難となる。

*改革案：地方六団体による国庫補助負担金等に関する改革案
*予算額は当初予算額(国費)

都道府県の河川事業や砂防事業等は、大きく減少。特に地方単独事業の減少は著しい 一般財源化された場合、安全安心の確保はさらに遅れ



平成17年度河川局関係予算概算要求の概要

1. 平成17年度河川局関係予算概算要求の基本方針

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月3日閣議決定。以下「骨太2004」という。)で掲げられた「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」へ昨年度に引き続き重点投資するとともに、「社会資本整備重点計画」(平成15年10月10日閣議決定)の策定等を踏まえ、成果重視への転換を図る。

重点4分野シェア：

H16 80.4% ⇒ H17 82.2%

○近年の集中豪雨の頻発等の異常気象への対応や、本年7月に発生した新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害において改めて浮き彫りになった中小河川の適切な整備・管理のあり方、地域防災力の強化の必要性等の課題に対し抜本的な対策を講じる。

- 破堤により大きな被害が多数発生した中小河川における堤防強化と適切な管理
- 適切な避難のための河川水位や浸水の状況等に係る情報の収集及び提供の充実
- 高齢者や幼児等の的確な避難誘導や、水防活動体制の弱体化を踏まえた被害軽減のための地域防災力の向上

○「骨太2004」においては、わが国の構造改革とその目指す目標として、大規模災害等への対策が掲げられ、また、重点強化期間の主な改革としても治山治水対策をはじめとする防災対策について戦略的・重点的に施策を推進することとしている。

○効果の早期発現、事業費増の抑制の観点から、新規採択箇所の厳選、事業再評価の適正な実施により箇所数を絞り込むとともに、特に緊急性・必要性が高く整備効果が大きい区間等について、その事業区間・期間等を公表する「短期集中型事業」により時間管理を行いながら重点的に投資する。

(ハリ)

- 地域の水害対応力強化のための床上浸水解消対策
H17国費 1,865億円 (1.31)
- 短期集中で実施する土砂災害対策
H17国費 457億円 (1.34)
- 本体工事中のダム
H17国費 1,658億円 (1.13)

(メリ)

- 準備段階のダム H17国費 209億円 (0.96)

○補助金改革については、機動的、弾力的に投資する必要がある災害への迅速な対応を行う事業、事業の影響範囲が大きく全国的バランス・上下流バランス等事業の進捗調整が必要な事業、段階に応じて必要な事業費が急激に変動する事業等については、引き続き補助事業の特性を活かして国庫補助負担金により実施する。

一方、地方の自主性・裁量性を高めることを基本とし、統合化すること等により、総合的に施策の効果が高まるもの、効率・効果的な予算の執行が可能になるもので、個別に箇所管理する必要性が低いものについては統合補助金化等を実施する。さらに、奨励的補助金、少額補助金については、廃止、縮減等に努力する。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月3日閣議決定)」抜粋

はじめに

日本経済の現状と構造改革が目指すところ

3. 構造改革とその目指すところ

政府は、時代の変化が生み出す新たな要請にも応えていかねばならない。例えば、…安全と安心がこれまで以上に重要な課題となっている。…大規模災害等への対策…への政府の取組が急務である。

第1部 「重点強化期間」の主な改革

5. 「持続的な安全・安心」の確率

(4) 治安・安全の確保

大規模災害…に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安心・安全な地域づくりを推進する。大規模地震対策、治山治水対策をはじめとする防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。

2-1. 平成17年度河川局関係予算概算要求事業別総括表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
治水事業等	(1,660,385) 1,607,949	(1,059,240) 1,031,613	(1,552,751) 1,504,682	(965,890) 940,786	(1.07) 1.07	(1.10) 1.10
河 川	(925,825) 890,698	(569,158) 550,821	(869,642) 838,826	(517,839) 501,950	(1.06) 1.06	(1.10) 1.10
ダ ム	(408,220) 391,985	(289,041) 280,314	(391,716) 375,551	(270,570) 261,918	(1.04) 1.04	(1.07) 1.07
砂 防	(312,381) 311,307	(193,014) 192,451	(288,095) 287,007	(174,946) 174,383	(1.08) 1.08	(1.10) 1.10
情報基盤	10,454	5,364	—	—	—	—
機械	2,028	1,186	1,845	1,082	1.10	1.10
独立行政法人土木研究所	1,477	1,477	1,453	1,453	1.02	1.02
海岸事業	45,169	30,091	42,492	27,495	1.06	1.09
急傾斜地崩壊対策等事業	(86,135) 85,971	(42,898) 42,816	(79,064) 78,900	(39,535) 39,453	(1.09) 1.09	(1.09) 1.09
小 計	(1,791,689) 1,739,089	(1,132,229) 1,104,520	(1,674,307) 1,626,074	(1,032,920) 1,007,734	(1.07) 1.07	(1.10) 1.10
(再掲) 治 山 治 水	1,677,705	1,070,286	1,572,403	977,966	1.07	1.09
治水事業	1,546,565	997,379	1,451,011	911,018	1.07	1.09
海岸事業	45,169	30,091	42,492	27,495	1.06	1.09
急傾斜地崩壊対策等事業	85,971	42,816	78,900	39,453	1.09	1.09
都市水環境整備事業	61,384	34,234	53,671	29,768	1.14	1.15
特定治水施設等整備事業	52,600	27,709	48,233	25,186	1.09	1.10
住宅宅地基盤	14,131	8,186	14,944	8,186	0.95	1.00
下水道関連	38,469	19,523	33,289	17,000	1.16	1.15
計	1,791,689	1,132,229	1,674,307	1,032,920	1.07	1.10
災害復旧関係事業	64,456	51,263	65,973	51,263	0.98	1.00
災害復旧	52,018	42,095	54,399	42,533	0.96	0.99
災害関連	12,438	9,168	11,574	8,730	1.07	1.05
合 計	1,856,145	1,183,492	1,740,280	1,084,183	1.07	1.09

(注) 1. 「治水事業等」の国費は、一般会計ベースである。

2. 「治水事業等」、「急傾斜地崩壊対策等事業」の各事業の額は、道路関係社会資本（事業費（17年度34,058百万円、16年度51,998百万円）、国費（17年度20,000百万円、16年度28,000百万円））を含んだ額である。

3. 上段（ ）書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。

4. 「ダム」の事業費には、水資源開発事業交付金の用地先行取得分及びダム建設調整分を含む。

5. 「河川」には、都市水環境整備事業を含む。

2-2. 平成17年度河川局関係予算概算要求総括表(成果目標別)

(単位:百万円)

区 分	平成17年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
水 害 対 策 費	(1,064,422) 1,026,297	(690,016) 669,548	(986,556) 953,567	(619,106) 601,526	(1.08) 1.08	(1.11) 1.11
土 砂 災 害 対 策 費	(347,017) 345,779	(204,748) 204,103	(316,267) 315,015	(184,526) 183,881	(1.10) 1.10	(1.11) 1.11
海 岸 保 全 対 策 費	(32,343) 32,343	(22,291) 22,291	(28,978) 28,978	(19,633) 19,633	(1.12) 1.12	(1.14) 1.14
生 活 環 境 整 備 費	(206,970) 193,733	(127,298) 120,702	(210,326) 196,334	(127,466) 120,505	(0.98) 0.99	(1.00) 1.00
自 然 環 境 保 全・整 備 費	(139,460) 139,460	(86,399) 86,399	(130,727) 130,727	(80,736) 80,736	(1.07) 1.07	(1.07) 1.07
研 究 開 発 費	(1,477) 1,477	(1,477) 1,477	(1,453) 1,453	(1,453) 1,453	(1.02) 1.02	(1.02) 1.02
小 計	(1,791,689) 1,739,089	(1,132,229) 1,104,520	(1,674,307) 1,626,074	(1,032,920) 1,007,734	(1.07) 1.07	(1.10) 1.10
(再掲) 治 山 治 水	1,677,705	1,070,286	1,572,403	977,966	1.07	1.09
治 水 事 業	1,546,565	997,379	1,451,011	911,018	1.07	1.09
海 岸 事 業	45,169	30,091	42,492	27,495	1.06	1.09
急傾斜地崩壊対策等事業	85,971	42,816	78,900	39,453	1.09	1.09
都市水環境整備事業	61,384	34,234	53,671	29,768	1.14	1.15
特定治水施設等整備事業	52,600	27,709	48,233	25,186	1.09	1.10
住宅宅地基盤	14,131	8,186	14,944	8,186	0.95	1.00
下水道関連	38,469	19,523	33,289	17,000	1.16	1.15
計	1,791,689	1,132,229	1,674,307	1,032,920	1.07	1.10
災 害 復 旧 関 係 事 業	64,456	51,263	65,973	51,263	0.98	1.00
災 害 復 旧	52,018	42,095	54,399	42,533	0.96	0.99
災 害 関 連	12,438	9,168	11,574	8,730	1.07	1.05
合 計	1,856,145	1,183,492	1,740,280	1,084,183	1.07	1.09

(注) 1. 成果目標別及び「治山治水」の各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(17年度34,058百万円、16年度51,998百万円)、国費(17年度20,000百万円、16年度28,000百万円))を含んだ額である。

2. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。

3. 河川行政の新たな展開

(1) 水防災協働社会の構築 ～地域の水害対応力の強化～

過去10年でも全国の9割以上の市町村で水害・土砂災害が発生し、特に近年は集中豪雨の頻発により小流域の中小河川における大洪水や土砂災害が発生している。このような状況に鑑み、「河川を管理する」から「水害を軽減する」総合防災の視点に転換し、地域と一体となった、自助、共助、公助のバランスのとれた社会の構築を図る。

○判断・行動に役立つリアルタイム情報の提供

① 水位や浸水の情報

- 単なる河川水位だけでなく、危険の程度を実感できる情報(過去の水害との比較、水位の上昇スピード等)、浸水の状況、とるべき行動の情報を提供
- 水位情報空白地帯の解消のための水位計テレメータの設置、防災に関する各種情報の一元的管理システムの構築等を行うため、河川、ダム、砂防事業における情報基盤整備関係事業を統合

し、総合的に整備する制度を創設（治水情報基盤総合整備事業の創設【新規】）

② 土砂災害の警戒情報

・降雨予測と連動した土砂災害発生の警戒情報を発表

③ 平常時における危険情報の周知

・普及が進んでいない中小河川におけるハザードマップ作成の支援（浸水想定区域図等整備事業の創設【新規】）

・洪水時に際して水防上特に注意を要する箇所的位置・内容を住民に情報提供

④ 住民への伝達方法の改善

・インターネットやダム放流警告のための河川沿いのスピーカー、電光掲示板等多様な手段を用いて、避難支援情報（市町村の避難勧告等を含む）を提供

・高齢者等が避難に要する時間を加味した情報提供方法の検討

・国土交通省光ファイバーと地上デジタル放送を活用して直接家庭に双方向データを提供するための技術開発（実証実験）

○地域水防力の強化

① 水防体制の強化

・NPO等を水防協力団体に位置づけ、水防体制を強化

② 避難誘導支援の強化

・水防活動において高齢者等の避難誘導支援（活動範囲の明確化）

・高齢者等の被災実態調査や避難支援の在り方等の検討（関係省庁と連携）

○堤防強化対策

・本年8月中旬に全国で目視による緊急点検を行い、補修を実施（都道府県にも要請）

・併せて中小河川の堤防点検・対策ガイドラインの作成、既設堤防の強化対策に係る制度拡充（堤防強化対策制度の創設【新規】）により堤防強化を本格実施（平成17年度）

○広域支援体制の確立

水害時等に排水ポンプ車等の出動にあたり緊急出動体制の強化を図るとともに、その経費を国が全額負担する制度を創設（水害広域緊急援助制度の創設【新規】）

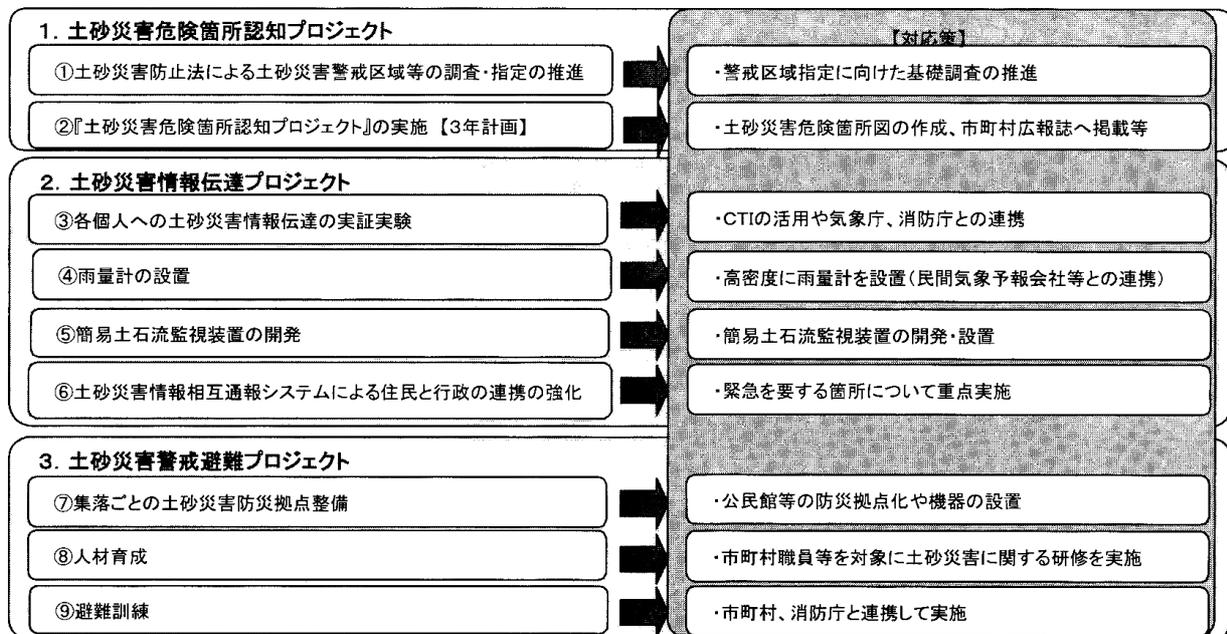
○土砂災害対策の3つの緊急プロジェクト

昨年7月の九州地方における梅雨前線豪雨や本年7月の新潟・福島豪雨、福井豪雨により多くの土砂災害が発生している。これらの災害から人命を守るため、危険箇所の認知や気象・土砂災害情報の伝達の整備・強化を図るとともに、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の国庫補助事業による調査・指定を継続し、効率的な土砂災害対策を推進する。

<新規予算制度>

○堤防強化対策制度の創設（補助）

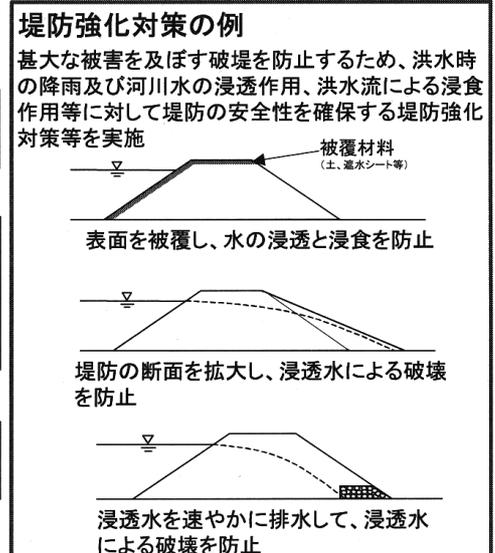
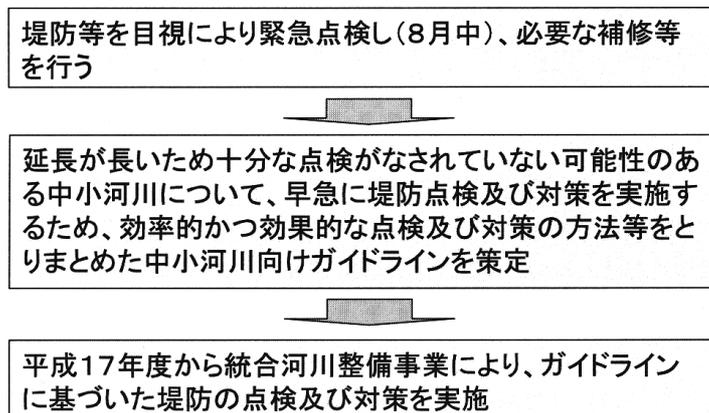
堤防は、長い歴史の中で、これまで繰り返し築造されてきた長大な土構造物であり、基本断面形状が確保されていても浸透、洗堀等により破堤する危険



性が内在している。本年7月の新潟・福島豪雨、福井豪雨では、県管理河川の堤防が各所で破堤し、甚大な被害が発生した。

国管理河川の堤防については堤防点検を実施し必要な堤防強化対策を進めているところであるが、都道府県管理の中小河川の堤防についても、破堤した場合に大きな氾濫被害をもたらす区間の緊急点検、堤防弱部の強化対策計画の策定、計画に基づく堤防

強化対策を実施する。一連区間の計画的な改良工事を実施中の河川に限らず、緊急かつ機動的に実施する必要があるため、統合河川整備事業を拡充し、対象事業に堤防の質的整備（堤防の表面の被覆、断面の拡大等により洪水時の河川水の浸透作用や洪水流による浸食作用等に対して堤防の安全性を確保する堤防強化対策等）を追加する。



○浸水想定区域図等整備事業の創設（補助）

避難勧告等の判断、円滑な避難活動等の有効な情報源であるが普及していない都道府県管理の中小河川におけるハザードマップの整備を強力に推進する。

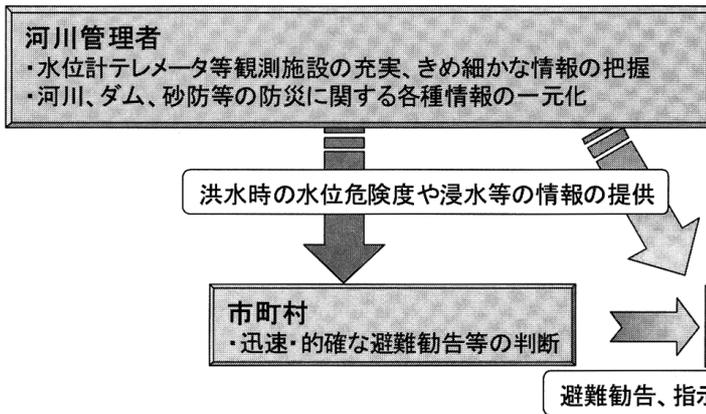
現在は、洪水予報が可能な河川においては洪水予報河川に指定し、浸水想定区域の指定・公表を義務づけている。今後、その普及を促進するため、洪水予報が現状では行えない河川で氾濫した場合に大きな浸水被害が想定される河川についても、浸水想定区域の指定・公表を新たに義務づけ、早急に区域の指定が図られるよう一定の期間に限り都道府県が浸水想定区域に係る調査に要する費用を補助（補助率1/2）するとともに、洪水ハザードマップに関わ

る調査費用に対して補助する制度（国1/3、県1/3、市町村1/3）を創設する。

○治水情報基盤総合整備事業の創設（補助）

洪水時において、河川の水位データは避難勧告等の判断、円滑な避難活動等に役立つ重要な情報であるが、中小河川においては水位計テレメータの設置箇所数が少ない。

水位情報空白地帯の解消のための水位計テレメータの設置、防災に関する各種情報の一元的管理システムの構築等を行うため、河川・ダム・砂防事業における情報基盤緊急整備事業を統合補助金化（補助率1/2）し、都道府県内の流域全体を対象とした情報基盤を整備する。



水位計テレメータ数の比較

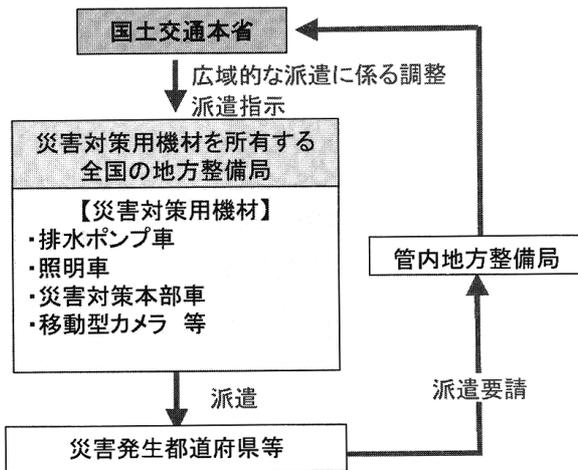
	管理延長	水位計テレメータ数
直轄管理河川	10,551km	1,602
都道府県管理河川	112,955km	3,106

○水害広域緊急援助制度の創設（直轄）

大規模な水害が発生した際に、排水等により被災地の復旧を早急に行うため、国による広域的な緊急援助を行う制度（水害広域緊急援助制度）を創設する。

都道府県等から派遣要請を受けた国は、即座に広

域的な派遣に係る調整、支援を実施。あわせて自治体の費用負担の軽減を図るため、災害対策用機材（排水ポンプ車、照明車等）を被災自治体に派遣し、その運転経費等（燃料費、オペレータ費用等）を国が全額負担する制度を創設する。



H16.7新潟・福島豪雨でも全国から排水ポンプ車等を派遣し住宅地等の浸水解消等に大きく貢献

派遣元 地方整備局	排水ポンプ車	照明車
東北	5台	3台
関東	8台	3台
北陸	16台	9台
中部	3台	—
合計	32台	15台

(2) 大規模水害等危機管理国家戦略の策定

利根川等の大河川の決壊は、わが国の社会・経済活動に大きな影響を与える（利根川の場合約33兆円の被害を想定）。このような洪水に対し、社会経済全体を捉えた被害想定を行い、全国的な見地から関係者一体となって、予防・応急・復旧・復興等の総合的な危機管理戦略を策定する。

併せて、危機管理体制の充実、火山、地震対策の推進等を図る。

○大規模水害危機管理国家戦略

① 社会経済全体を捉えた被害想定

破堤した場合等の地域及びわが国全体の経済等に与える影響の想定と公表

② 緊急減災対策の実施（成果目標設定とハード・ソフト一体となった整備）

被害減少のための具体の成果目標を関係機関と連携を図り設定。それに基づき、ハード・ソフト一体となった整備を戦略的・重点的実施

③ 総合的な危機管理の活動要領の策定

破堤氾濫した場合の国・地方公共団体・指定公共機関等による広域的な応援体制等に関する全体行動計画の策定

④ 河川氾濫流制御等戦略

河川氾濫時の氾濫流制御対策・破堤箇所の応急対策

⑤ 防災施設の効果的整備戦略の策定

治水施設・防災拠点・避難場所・避難路等の段階的な整備計画の策定・実施

○火山噴火緊急減災対策計画の策定

大規模な火山噴火に起因する火山泥流等の土砂災害に対して緊急的な災害対応をとるために、導流堤等のハード対策とあわせ、土地利用規制、観測機器等の設置による警戒避難体制の確立等のソフト対策を総合的に実施するための火山噴火緊急減災対策計画を他省庁とも連携して策定

○地域の発意を支援する総合的津波対策の推進

地域の策定する計画と連動して、一連区間の堤防機能の確保や避難通路等の整備など、防災機能を確保することで、津波対策における地域の発意を支援

○危機管理体制の充実

① 社会資本防災情報共有プラットフォームの構築

省内各機関がアクセス可能な社会資本防災情報共有プラットフォームを構築し、地図や画像を用いて国民に対してわかりやすい情報提供を行う。

② 防災バックアップ体制の確立

大規模災害等により国土交通省防災センターが使用できなくなった場合に備えた防災バックアップセンターの整備推進

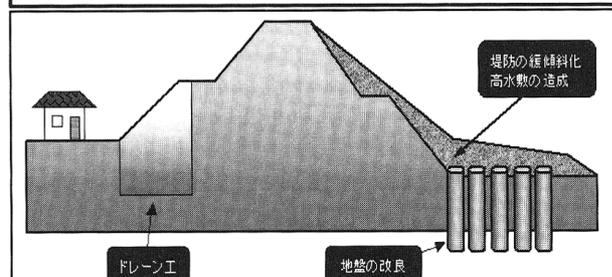
<新規予算制度>

○大規模地震対策等河川事業の創設（補助）

東海、東南海・南海地震等の大規模地震やこれに起因する津波に対して、大規模地震対策等河川事業を創設し、地震・津波対策を推進する。

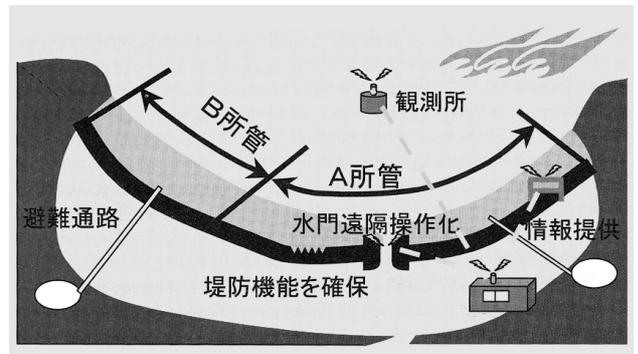
これまで全国的に実施してきた地震・高潮対策等河川事業（補助率3/10、4/10）について大規模地震対策に特化するとともに、以下の地域に限定し重点化。あわせて補助率を1/2に嵩上げ

- ①地震防災対策強化地域
- ②東南海・南海地震防災対策推進地域
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ④南関東直下型地震に関する大綱の地域 等



○津波危機管理対策事業（仮称）の創設（補助）

津波発生時に人命を最優先に防護する危機管理対策として、地方が作成する津波防災対策計画に基づいて実施される海岸保全施設の機能確保、水門等の自動化・遠隔操作化、避難通路整備、海岸保全施設の耐震性調査、津波ハザードマップ作成などの対策に対して関係省庁が連携して助成する制度を創設する。



(3) 流域・川・海リニューアルプログラム

高度成長期に代表される機能性を重視した社会・経済の下、洪水に対する安全を確保するといった単一機能向上を目的とした河川改修等の実施により、生物の生息・成育の場や人と川のつながり等が分断されてきた。このような状況に対し、流域・海域一体として、水、土砂、生物、栄養塩等物質の状態を総合的に点検し、水の流れ、生物の生息・生育空間、人と川の関係等の“つながり”を徹底的に回復する。

○リニューアルの基本方針の宣言

- ① 水、生物の移動性、土砂、栄養塩、人と水辺、水に係る地域活動等徹底的に連続性を確保
- ② 既存施設に不足している機能の確保、既存施設の更なる活用

○総点検～山から沿岸までの、線（川）から面（流域）の総合評価～

- ① 連続性の総点検（水、生物の移動、土砂・物質、人と水辺、水に係る地域の活動）
- ② 今日的综合的見地からみて整備した施設に足りないもの（景観への配慮、周辺環境整備、生物の生息・生育環境）

○連続性の確保

- ① エコロジカルネットワーク再生計画の策定
 - ・流域・海域のエコロジカルネットワークの構築
- ② 水系環境整備事業の創設 新規

- 河川事業とダム事業の環境整備事業を統合化することにより、水系一貫した環境整備を推進

③ 沿岸域再生事業の創設 **新規**

- 漁礁機能を兼ねた砂止潜堤、藻場創出に資する人工リーフ等の自然再生に資する事業の実施
- 「海辺の生物国勢調査」を海まで拡大し、生物資源等の回復をモニタリング

④ 栄養塩に着目した物質循環の解明と施設管理手法の検討

- モデル地域を選定し、ダムの堆砂の海域運搬等の事業を試行
- 栄養塩類の循環に着目した河川管理施設等の新たな管理指針の作成

○流域内の既存ストックの有効活用

① ダム再編の推進

- 治水上の効果が高いなどの流域特性に応じたダムの最適配置に向けた再編を推進し、治水・利水等の機能向上を図る。

② ダム機能向上事業（直轄及び補助）の創設 **新規**

- ダム環境の抜本的改善と、治水機能の向上に必要な事前放流施設等の新設により、様々なダム機能の向上を図る。

③ 水利制度のグリーン化と「よくわかる水利情報」の提供促進

- 環境用水、豊水活用に関する水利許可基準を新たに策定する。
- 水利関連情報（水利制度の仕組み、水系ごとの水利権者、許可水量、利水安全度等）広く国民へ公表する。

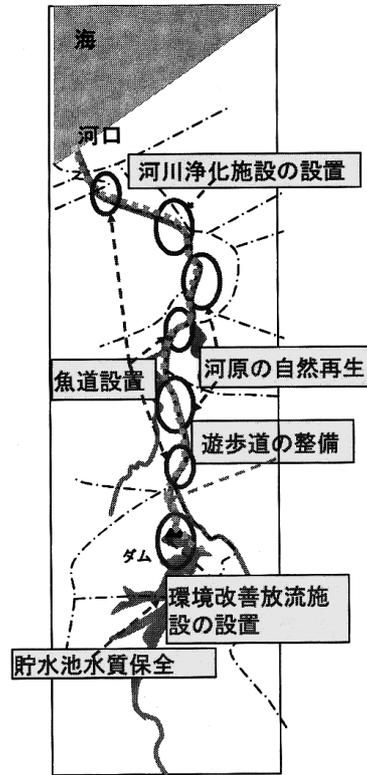
<新規予算制度>

○水系環境整備事業の創設（直轄、補助）

河川事業とダム事業の環境整備事業を統合化（直轄は費目統合、補助は統合補助金化）することにより、水系一貫した環境整備を推進する。

- ダム貯水池での水質改善と河川での水質浄化及びダム下流への環境改善放流による効果的な河川の水質浄化
- ダムから河口まで連続した水辺へのアクセス性の確保
- ダムから河口まで連続した魚道整備による魚類の遡上・降下環境の改善
- 上流ダムから下流への環境向上のための放流と

河川における自然再生の整備を連携することによる生物の生息・生育環境の改善



○沿岸域再生事業の創設

近年、海岸をはじめ沿岸域において問題となっている海岸浸食による国土の喪失、生物資源等の再生の場の喪失などに対して、養浜等による海岸侵食対策といった陸域側の対策のみでは改善を図れないことから、沿岸域まで含めて自然再生に資する海岸保全施設の整備を推進する。

海岸保全施設の整備にあたっては、これまでのように汀線から陸側の保全を目的にするだけでなく、併せて、沿岸域の自然再生に資するという視点から以下の事業等を推進する。

現状の問題

- 海岸浸食等による国土の喪失
- 沿岸域における生物資源等の再生の場の喪失

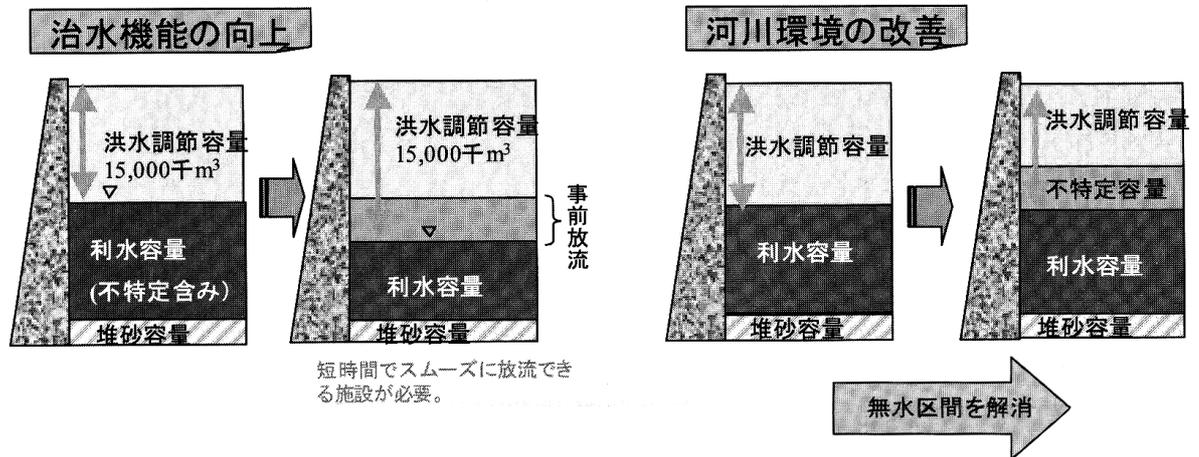
国土の概念を沿岸域まで拡大

沿岸域再生事業の創設

- 海浜を回復させる際に氷期に形成された沖合砂の有効活用
- 漁礁機能を兼ねた潜堤
- 藻場の創出に資する人工リーフ
- 主として陸域で行われている「海辺の生物国勢調査」を海まで拡大し、沿岸域再生事業の効果をモニタリング
- 自立型海中ロボットによる沖合砂の堆積状況の調査

○ダム機能向上事業の創設

過去に建設されたダムには、環境対策や放流設備等に不十分なものがある。ダム運用の見直しにより治水機能の向上と河川環境の改善を総合的に実施するために必要な事前放流用施設（小規模放流管）等を設置し、ダム機能の改良及び下流の無水区間の解消など治水機能の向上と河川環境の改善を図る。



(4) かわまちづくり運動の展開

地域の活性化や地域の再生の重要な要素として、河川や水辺のもつ多様な機能を発揮するため、せせらぎの復活、清流の確保、地域の特性を活かした整備等に取り組むとともに、地域の創意工夫が活かせるような仕組みを構築する。

○都市の水路網の再生

都市の防火用水の確保、ヒートアイランドの緩和に資する水辺の再生を行うため、地域住民、市町村、河川管理者等と連携を図って水路網再生計画を策定し、失われた水辺の再生に着手。

○水辺の賑わい空間の創出

社会実験を活用して、水上マーケット等の展開を可能とし、水辺の賑わい空間を創出。

○歴史・文化のかわづくり

歴史文化がトータルデザインされた水辺空間づく

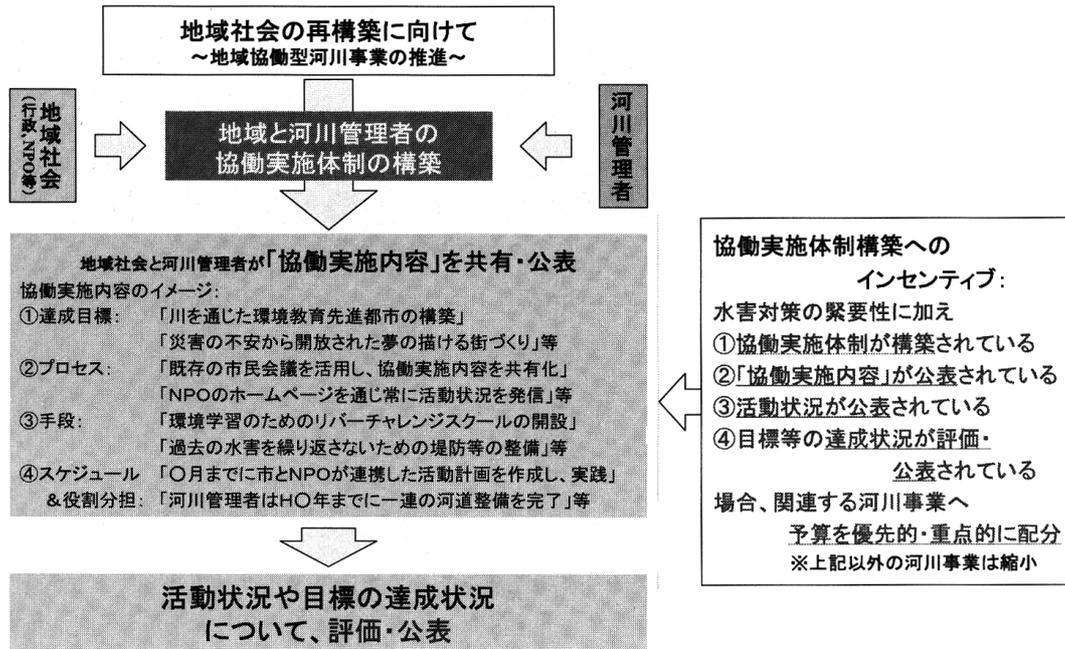
り（歴史文化の雰囲気醸し出す景観づくり、船着場などの整備）創出のため、具体的に評価項目を設定し、地域のまちづくり計画と一体となった歴史・文化のかわづくりを推進。

○かわとまちのフットパス整備

河川管理者、都道府県、市町村、地元住民が一体となって、かわとまちの魅力ある場所を「フットパス」で結ぶ計画を策定し、散策路の整備とかわとまちのアクセス性の改善等を行い、散策等を楽しめるコースを整備する。

○地域社会の再構築を支援する事業の重点化

地域社会の再構築を支援する河川の整備・管理について、地域と協働して、具体的目標や役割等を設定し、達成状況も含めて評価・公表するとともに、地域の熱意・努力に応じて予算を重点化。



(5) 統合河川管理体系の構築

本格的な河川管理施設の更新時代を迎え、より一層、重点的、効果的な取り組みが必要になっており、絶えず状態が変化する河川の特性を踏まえたPDCA型トータルマネジメントシステムの構築等を図る。

○河川のトータルマネジメントに必要な管理水準の設定

堤防管理、河道管理、危機管理、河川環境管理等を総合的に勘案して各河川の管理水準を設定

○河川のトータルマネジメントシステム (PDCA型河川管理システム等) の構築

河川の状態を把握・評価し、設定された管理水準を目標に良好な状態を保持するため機動的に管理手法を改善するPDCA型トータルマネジメントシステム (監視—評価—計画—改善) の構築

○管理状況の情報管理システムの構築

河川のトータルマネジメントシステム (PDCA型河川管理) に必要な管理状況の情報の蓄積活用システム (三次元電子地図や河川GISの活用等) の構築

○性能評価に基づく最適効率設計・整備・管理システムの開発

施設・部材に要求される信頼性・耐久性に応じ、ライフサイクルコストが最小となるように設計・整備・管理する体系への転換 (技術開発、設計基準の見直し、戦略的な管理計画等)

○河川管理へのNPOの参画制度の創設

- ① 河川環境教育プログラムの策定

河川における生涯教育の充実を目指し、市民団体等と連携し、河川毎で予定されているイベント等を取りまとめる。

- ② 空間管理計画の見直し
 - ・地方公共団体や市民等が参画して、空間管理計画の見直し

- ・今までの清掃活動以外に、貴重種保護のための樹木伐採や外来種対策を実施する区域を設定。

- ③ 市民連携プログラムの策定
 - 市民団体と河川管理者が協定を締結し、市民団体の活動内容を決定するとともに、活動に対する支援を実施。

(6) その他の新たな取り組み<新規予算事項等>

○沖ノ鳥島の管理の充実

沖ノ鳥島は、我が国の国土面積を上回る、約40万平方キロメートルの排他的経済水域を有する極めて重要な島であり、国が直轄管理をしているが、平成6年以降、4回もリーフ部分に船舶が座礁しており、海岸そのものが損傷をうけるおそれがあるためレーダー及び自動船舶識別装置を導入し、座礁による海岸及び海岸保全施設等の損傷を未然に防止する。

また、維持管理工事における柔軟な対応や施設被災等の緊急時における迅速な対応を図るため、専用船舶による管理の充実に向けた検討を行う。

○中小河川の管理の充実、土砂災害・津波・高潮対

策のための三次元電子地図整備の推進

- 河川測量があまり行われず河道状況等が十分に把握されていない中小河川について、三次元電子地図の整備により河道状況等を緊急に把握する。
- 土砂災害対策の充実を図るため上流の産地部の三次元電子地図を整備する。
- 東海、東南海・南海地震時の避難警戒システム（いわゆる津波・高潮ハザードマップ策定等）に活用するため、海岸域の標高を広範囲に高精度でカバーする三次元電子地図を整備する。併せて、海岸保全施設のデータベース機能への応用方策についても検討する。

航空センシング測量の実施	三次元データベースの整備	氾濫・浸水シミュレーション等
<ul style="list-style-type: none"> 氾濫域等を対象とした計測 高密度・高精度での三次元データ取得 	<ul style="list-style-type: none"> 河道・氾濫域、海岸堤防等の構造物の高さ、背後地域等の詳細な微地形データを取得し、データベースを整備 	<ul style="list-style-type: none"> 破堤等による浸水シミュレーション技術の開発 津波・高潮ハザードマップの作成支援

- 効率的な治水事業の実施：治水バランスの図られた水系一貫した河川整備
- 災害の軽減：微地形を反映した氾濫・浸水シミュレーション、津波・高潮ハザードマップ作成の促進

○地域・自然環境と調和した災害関連事業の拡充

環境への配慮等、地域の特性に応じた事業を促進するため、局部的な改良の場合においても、自然環境や河川利用に配慮した適切な工法の選択を可能とする。

被災	従来	拡充後
脆弱被災健全	護岸など構造物は復旧・改良されるが、環境等への配慮が制限	緩傾斜護岸などにより一層環境等に配慮して一連区間を整備

○氾濫流対策を考慮した災害関連事業の拡充

被災流量以下の計画流量で災害関連事業を実施せざるを得ない場合に、再度災害の発生に対する地域の被害軽減を図るため、新たに氾濫流対策を可能とする。

被災	従来	拡充後
狭窄部で浸水被害発生。	下流の河道条件等により、被災流量以下の計画流量で事業を実施せざるを得ない場合、被災流量時には再度災害が発生。	再度災害を防止するため、新たに氾濫流対策を実施。

○地すべり対策事業における3省庁連携

地すべり対策事業について、モデル地域において、監視・観測施設の設置等に係わる計画の策定や、これに基づく効果的な事業の実施など農林水産省（農村振興局）・林野庁との連携を推進する。

○静岡県由比地区における直轄地すべり対策事業の新規着手

日本の大動脈（東名高速道路・国道1号・JR東海道本線及び情報通信網等）が集中している静岡県庵原郡由比地区において、豪雨や東海地震等により大規模な地すべりが発生するおそれがあることに鑑み、当該地区の地すべり対策を促進するため、直轄地すべり対策事業に新規着手する。

4. 時代のニーズに応じた補助事業改革の推進

補助金改革については、機動的、弾力的に投資する必要がある災害への迅速な対応を行う事業、事業の影響範囲が大きく全国的バランス・上下流バランス等事業の進捗調整が必要な事業、段階に応じて必要な事業費が急激に変動する事業等については、引き続き補助事業の特性を活かして国庫補助負担金により実施する。

一方、地方の自主性・裁量性を高めることを基本とし、統合化すること等により総合的に施策の効果が高まるもの、または、効果的・効率的な予算の執行が可能になるもので、個別に箇所管理しなくてもよいもの等については統合補助金化等を実施する。さらに、奨励的補助金、少額補助金については、廃止、縮減等に努力する。

○地域防災斜面对策統合事業の創設

急傾斜地崩壊対策事業の一部を雪崩対策事業、情報基盤緊急整備事業、土砂災害情報相互通報システム整備事業と統合補助金化し、ハード・ソフト一体的な土砂災害対策を図る。

- 急傾斜地崩壊対策事業<一部>
- 情報基盤緊急整備事業
- 土砂災害情報相互通報システム整備事業
- 雪崩対策事業

• 地域防災斜面对策統合事業

○砂防、地すべりの相互通報システム事業の統合補助金化

砂防及び地すべりの土砂災害情報相互通報システム整備事業を統合補助金化し、土砂災害情報相互通報システムを一体的に整備し、効率的な情報伝達を可能とする。

- 土砂災害情報相互通報システム整備事業(砂防)
- 土砂災害情報相互通報システム整備事業(地すべり)

• 統合土砂災害情報相互通報システム整備事業費補助

○砂防、地すべりの修繕費の統合補助金化

砂防設備修繕費補助と地すべり防止施設修繕費補助を統合補助金化し、砂防関係設備の効率的な機能確保を行い、既存ストックの有効活用を図る。

- 砂防設備修繕費補助
- 地すべり防止施設修繕費補助

• 統合砂防修繕費補助

○治水情報基盤総合整備事業の創設

- 情報基盤緊急整備事業(河川)
- 情報基盤緊急整備事業(ダム)
- 情報基盤緊急整備事業(砂防)
- 情報基盤緊急整備事業(地すべり)

• 治水情報基盤総合整備事業

○大規模地震対策等河川事業の創設

- 津波・高潮対策事業
- 耐震対策事業

• 大規模地震対策等河川事業

• 地盤沈下対策事業→

• 原則廃止
(新規箇所採択を廃止する)

とともに、継続事業箇所が暫定完了した段階で事業制度を廃止)

○津波危機管理対策事業(仮称)の創設

- 高潮対策費補助<一部>
- 局部改良費補助<一部>
- 補修費統合補助<一部>
- 海岸環境整備事業費補助<一部>

• 津波危機管理対策事業(仮称)

○水系環境整備事業の創設

- 河川浄化事業(河川)
- 自然再生事業(河川)
- 河川利用推進事業(河川)
- 河畔整備事業(河川)
- ダム湖活用環境整備事業(ダム)
- ダム貯水池水質保全事業(ダム)
- 特定貯水池流域整備事業(ダム)
- ダム水環境改善事業(ダム)

• 水系環境整備事業

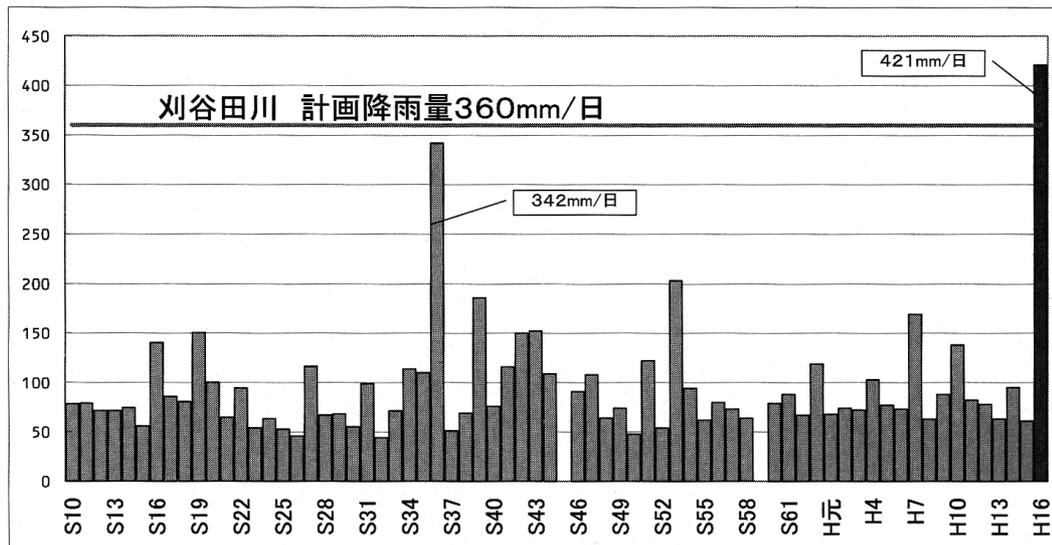
5. 新潟・福島豪雨、福井豪雨災害についての対応

(1) 平成16年7月新潟・福島豪雨

○降雨概要

日本海から北陸地方(新潟県)にかけて停滞した梅雨前線が活発化し、新潟県中越地方を中心とした地域に大雨を降らせた。新潟県の長岡地域と三条地域では7月12日の夜から13日夕方にかけて激しい雨が降り、13日の日雨量は栃尾市で421mmを観測するなど、記録的な大雨であった。

- 栃尾観測所(气象台)における7月の平均月降水量は243mmのため、1日で2ヶ月分の降水量に近い雨が降った。
- 信濃川下流で見ると、帝石橋地点における流域平均での2日雨量は約270mm(速報値)に達した。この値は昭和53年6月に記録した335mm/2日に次ぐ戦後2番目の大雨であった。



○浸水区域及び被害状況

【新潟県】 死者15名

床上浸水7,288棟、床下浸水6,122棟
 家屋全壊30棟、半壊111棟、一部破損96棟
 破堤箇所11箇所、土砂災害発生件数340件

【福島県】 行方不明者1名

床上浸水9棟、床下浸水89棟
 堤防一部損壊及び法崩れ4箇所、土砂災害発生件数13件

(H16年8月12日現在、速報値)

○ダムによる洪水調節効果

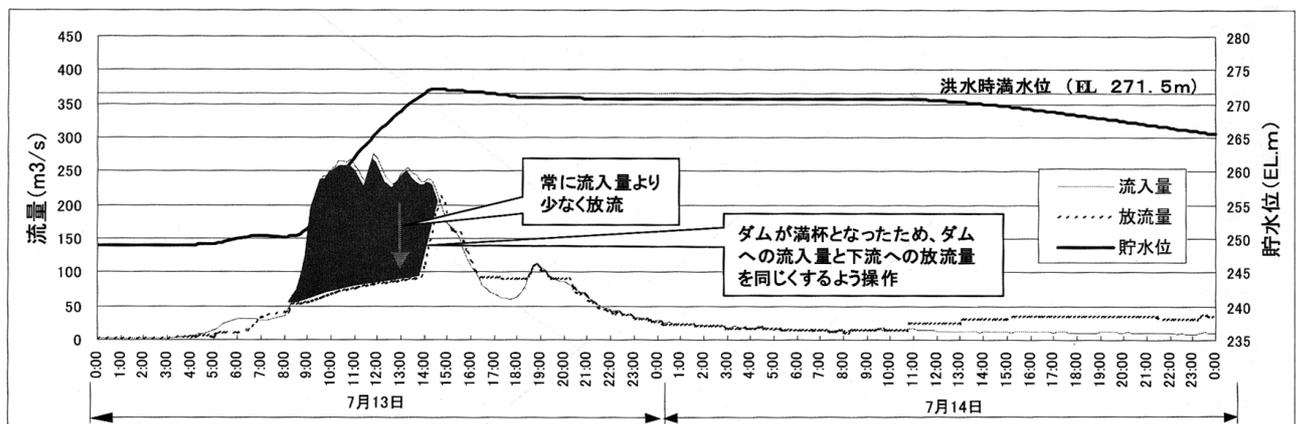
信濃川水系刈谷田川においては、刈谷田川ダムで

193m³/s (最大流入量275m³/s→放流量82m³/s) を調節しており、約325万m³の洪水を貯留し、下流の氾濫量の軽減に寄与した。

○広域的支援の実施

国土交通省では、他地域からの応援も含め排水ポンプ車32台、照明車15台派遣して氾濫した水を川に排水するなど、広域的な支援を実施。

派遣元地方整備局	排水ポンプ車	照明車
東北	5台	3台
関東	8台	3台
北陸	16台	9台
中部	3台	—



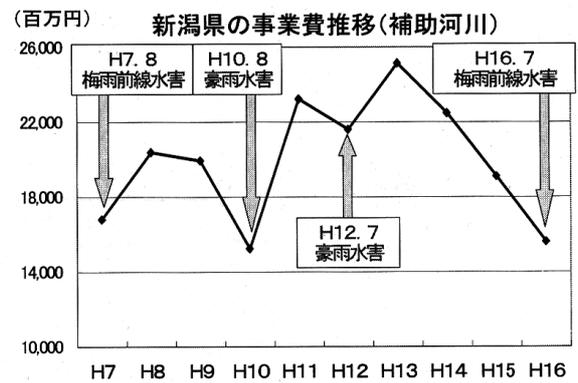
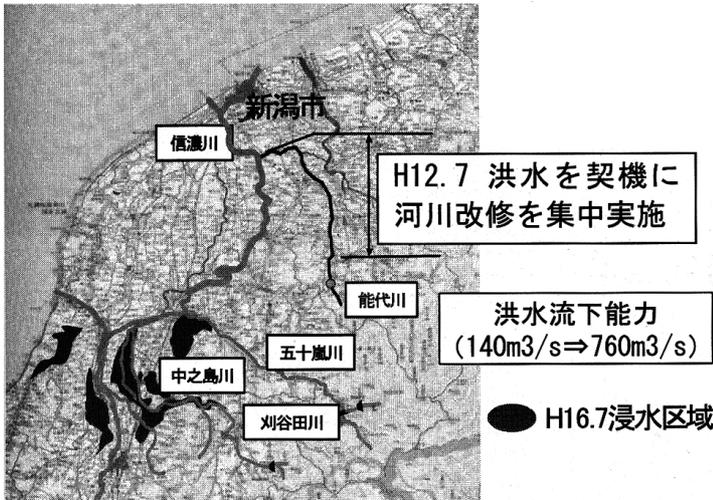
○迅速・的確な応急復旧の実施

発災後直ちに災害緊急調査として災害査定官等担当官を現地に派遣（延べ11名）し、応急復旧方針等について関係機関への指導等を実施。五十嵐川、刈谷田川などについては、迅速・的確な応急復旧により、破堤した4日後に再度出水が発生した際の被災を回避。

○河川改修事業の効果

新潟県の河川改修は、これまでも水害の発生にあわせた集中的な予算投入を実施。毎年度の予算は大きく変動するため、機動的な予算投入は補助制度によりはじめて可能。

刈谷田川等の流域と同様に多量の降雨があった能代川では、H12年7月水害を契機に集中的な河川改修を実施した結果、今回、当時よりも大きな降雨があったが被害はわずかであった。



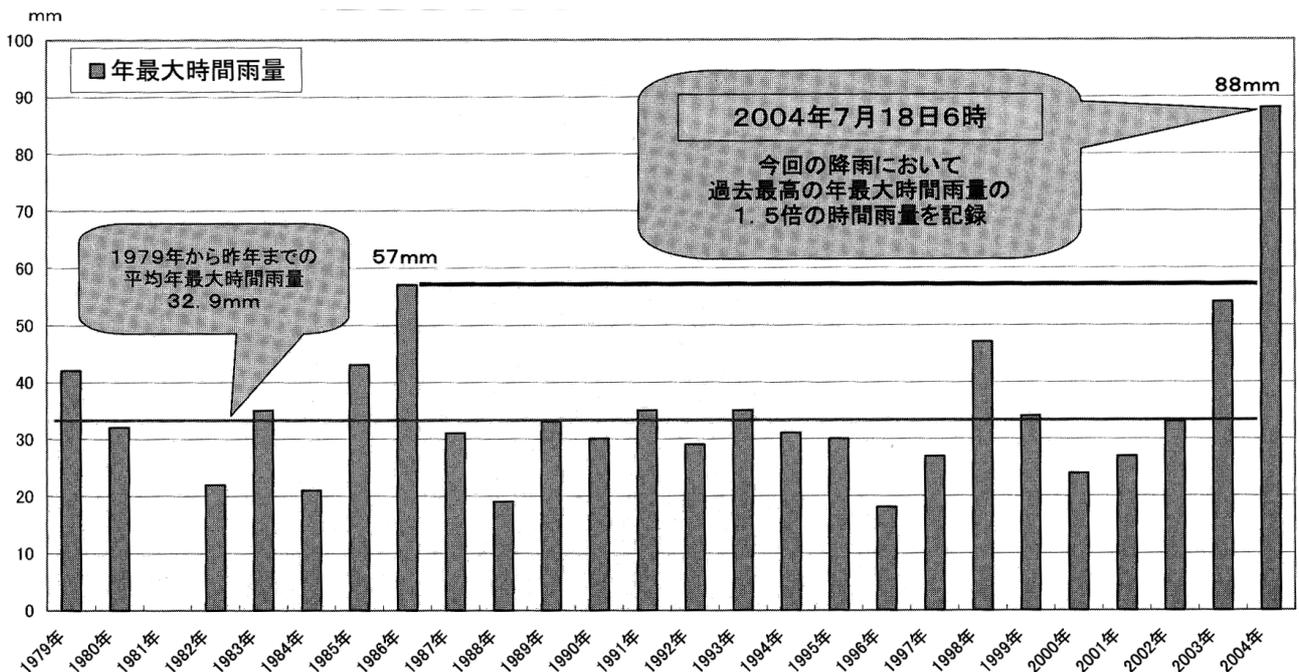
(2) 平成16年7月福井豪雨

○降雨概要

日本海から北陸地方（福井県）にかけて停滞した梅雨前線が活発化し、7月18日明け方から昼前にか

けて猛烈な雨が降り、美山町では降り始めからの総雨量は285mmに達した。

- 美山観測所（気象庁）における最大時間雨量は、昭和54年以降最も多かった昭和61年最大時間雨

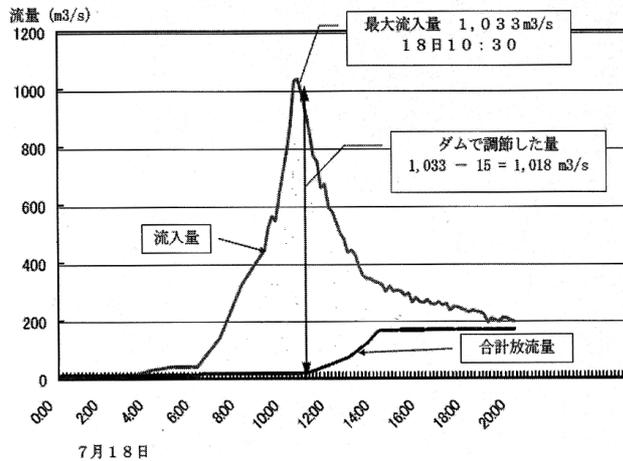


量の約1.5倍を記録。

○浸水区域及び被害状況

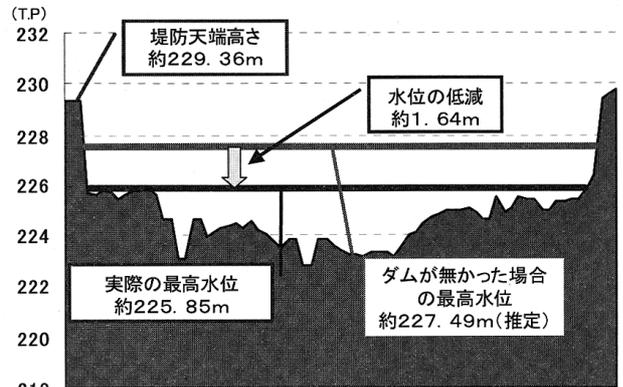
【福井県】 死者3名、行方不明者2名
 床上浸水4,219棟、床下浸水9,671棟
 家屋全壊64棟、半壊162棟、一部破損200棟
 破堤箇所9箇所、土砂災害発生件数124件

(H16年8月12日現在、速報値)



○ダムによる洪水調節効果

九頭竜川水系真名川においては、真名川ダムの操作により下流への洪水の流下を最大約1,000m³/s低減させることにより下流河川の水位を下げる事ができた。もし、ダムがなかったら大野市五條方地点では、水位が堤防天端からあと1.87m下まで達していたものと想定される。ダムにより約1.64mの水位低減効果があった。



洪水調節の効果：大野市五條方地点

○河川改修事業の効果

福井県の河川改修は、これまでも水害の発生にあわせた集中的な予算投入を実施。毎年度の予算は大きく変動するため、機動的な予算投入は補助制度によりはじめて可能。

この結果、改修区間ではH10年7月洪水の雨量を上回った本年7月洪水でも浸水被害を防止したが、上流の未改修区間では甚大な浸水被害が発生。

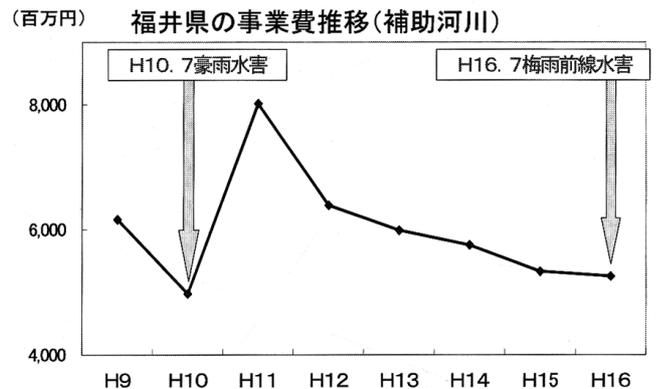
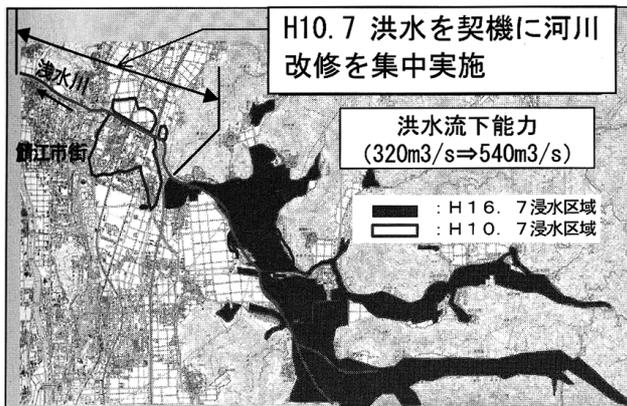
○効果を発揮した砂防設備

集中豪雨により多くの土砂災害が発生した一方

で、砂防設備においては上流で発生した土石流や流木を捕捉するなど、その効果の発現により、多くの災害や被害の拡大を未然に防ぐことができた。

(3) 今後の再度災害の防止に向けた対策

今回甚大な被害が発生した箇所については、今後、河川災害復旧助成事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、災害関連緊急砂防事業等、再度災害防止に向けた制度の適用を検討するなど、抜本的な対策を協力を推進する。



また、九頭竜川水系足羽川については、現在、今後の治水対策を定める河川整備計画について議論がなされており、足羽川ダムにより洪水調節を行う案で検討を進めるとの意見集約が図られたところであるが、今後は、今回の出水の反映についても検討を進め、早急に河川整備計画を策定し、足羽川の治水対策を強力に推進する。

6. 効率的、効果的な事業の実施

(1) 既存ストックの有効活用

- ダム再編の推進

治水上の効果が高いなどの流域特性に応じたダムの最適配置に向けた再編を推進し、治水・利水等の機能向上を図る。(再掲)

- ダム機能向上事業の創設
ダム環境の抜本的改善と治水機能の向上に必要な事前放流施設等の新設により、様々なダム機能の向上を図る。(再掲)
- 堤防の機能強化対策の推進
破堤した場合に大きな氾濫被害が想定される中小河川の堤防を対象に実施する緊急点検の結果等を踏まえ、堤防弱部の強化対策を重点的に実

<コスト構造改革への取り組み事例>

区 分	事 例	総合コスト縮減効果
事業の重点化・集中化	<ul style="list-style-type: none"> • 河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により効果の早期発現を図る。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約3億円のコスト縮減効果。 ※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として貯水池標高以上とすべき付替道路について、将来の利用状況等を勘案し、道路管理者との協議により、水没による一時通行止めを容認したルート(常時満水位以上サーチャージ水位以下)に変更する。 • 新工法(CSG)と台形形式の採用(台形CSGダム)により、低品質の材料の利用を可能にするとともに、施工設備の簡素化及び急速施工の実施を可能にする。 • 首都圏外郭放水路等の工事において、シールドトンネルの一部部材(セグメント)についてボルトレスセグメント(ボルト接合する必要のない部材)を採用することにより、コスト縮減を図る。 • 人工リーフの技術的な指針について、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト縮減を図るとともに、既設の消波ブロック等のリサイクルを推進し、景観的にも良好な海岸づくりを推進する。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現林道ルートを活用すること等により 約30億円→約18億円 (約40%コスト縮減) • (モデルケースによる試算例) • 低品質の材料を採用することにより材料入手が容易となる。 約200億円→約150億円 (約25%コスト縮減) • (モデルケースによる試算例) • ボルト締結 約156億円 →ボルトレスセグメント 約143億円 (約8%コスト縮減) • (モデルケースによる試算例) • 不透過ブロックで全面を覆い施工されていた人工リーフについて、陸側を不透過ブロックに代えて、他で不要となった消波ブロックをリサイクルすることにより 従来構造 1基あたり 約7.6億円 →見直し後の構造 1基あたり 約5.9億円 (約20%コスト縮減)
管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> • 既設ダムに排砂バイパス(トンネル)等を設置することにより、ダム下流環境の保全及び維持管理費のコスト縮減を図る。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 排砂バイパスを設置しなかった場合 堆砂土砂浚渫費用 約314億円 →排砂バイパスを設置した場合 排砂バイパス設置+維持管理費等 約221億円 (約30%コスト縮減) ※既設ダムの法定耐用年数の残年数45年で算定。
工事コストの低減	<ul style="list-style-type: none"> • 現場発生土を活用する砂防ソイルセメントを採用することにより工事コスト縮減を図る。 	<p>(代表事例による堰堤の工事費の縮減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従来工法 約2億円 →砂防ソイルセメント適用 約1.6億円 (約20%コスト縮減)

施する制度を創設する。(再掲)

●統合砂防修繕費補助の創設

砂防設備修繕費補助と地すべり防止施設修繕費補助を統合補助金化し、砂防関係設備の効率的な機能確保を行い、既存ストックの有効活用を図る。(再掲)

(2) コスト構造改革の推進

「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップ、設計の最適化、調達最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

7. 新たな行政課題に対する調査検討(行政部費)

○防災情報の集約・提供・活用体制高度化方策検討経費(国費95百万円)

- 防災バックアップセンター設計

- 災害情報の集約・共有の高度化検討

- 土砂災害警戒情報システム検討

- コミュニティ水災防止体制構築支援方策検討

○水の回廊再生方策検討調査経費(国費45百万円)

○栄養塩類等の管理目標等に関する検討等経費(国費24百万円)

○河川における都市・地域再生等のための施設利用に係る社会実験効果調査経費(国費12百万円)

○川の安全利用方策検討経費(国費14百万円)

○洪水リスク・施策に関する評価指標の開発・検討経費(国費24百万円)

○自律的移動支援プロジェクト推進経費(国費10百万円)

8. 事業の客観性・透明性確保に向けた取り組み

(1) ダム事業改革の取り組みについて

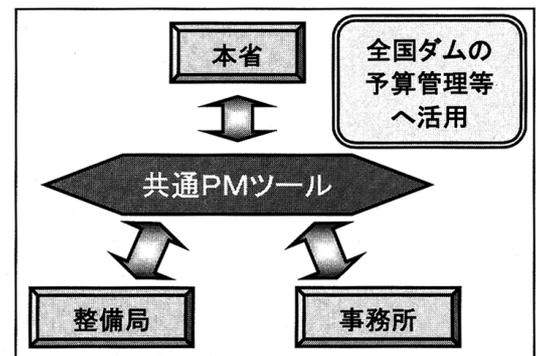
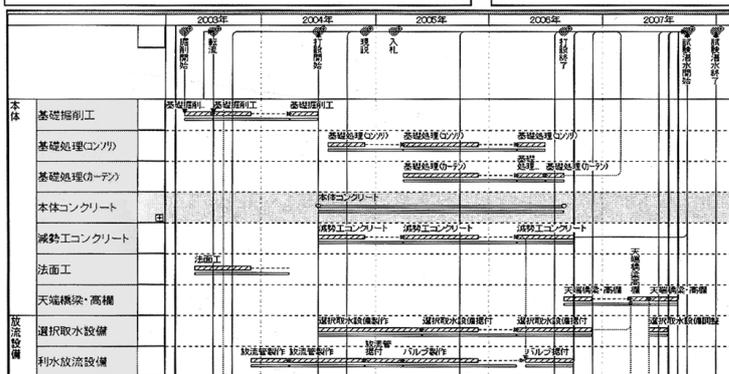
ダム事業については、社会経済情勢の変化等に伴う事業を巡る批判や新たなニーズに積極的に応えるべく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じて、ダム事業改革を推進する。

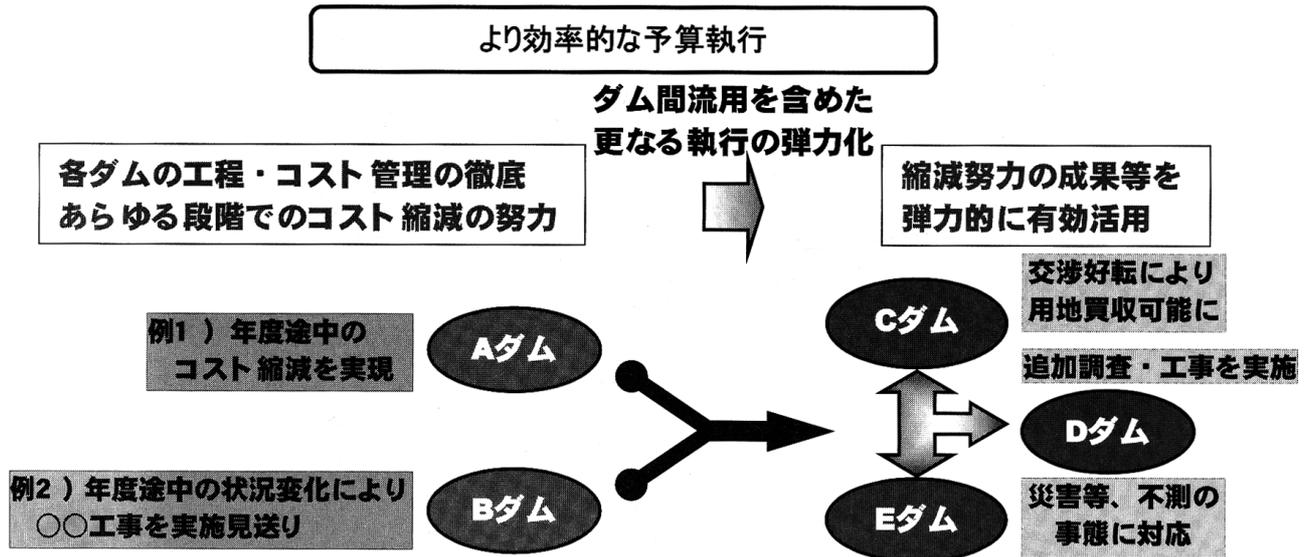
事業マネジメントの徹底・透明性の確保

■共通PM(プロジェクト・マネジメント)ツールによる工程・コスト・執行状況の統合管理

■事業アカウンタビリティの向上(工程計画・実施状況等の公表)

■各部門における事業情報の共有化





コスト縮減のための新たな取り組み

- ダム技術の専門家委員会による技術的検討、技術基準等の見直し、民間の技術力を積極的に活用する入札契約方式の積極的導入（八ツ場ダム、湯西川ダム）
- 「徳山ダム事業費管理検討会」及び「徳山ダム建設事業コスト縮減委員会」による検討、技術提案付価格合意方式等の新契約方式の導入（徳山ダム）
- 地すべり対策工事の概略設計に関する新たな技術提案公募方式の導入（大滝ダム）等

(2) 政策評価及び個別公共事業の評価について

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

- ① 政策アセスメント（事前評価）
新規施策について、必要性・効率性・有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案
- ② 政策チェックアップ（業績測定）
国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果（アウトカム）で政策を評価
- ③ 政策レビュー（プログラム評価）
国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施

の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき

実施。

① 政策アセスメント（事前評価）の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

○平成17年度概算要求等に係る政策アセスメント対象施策

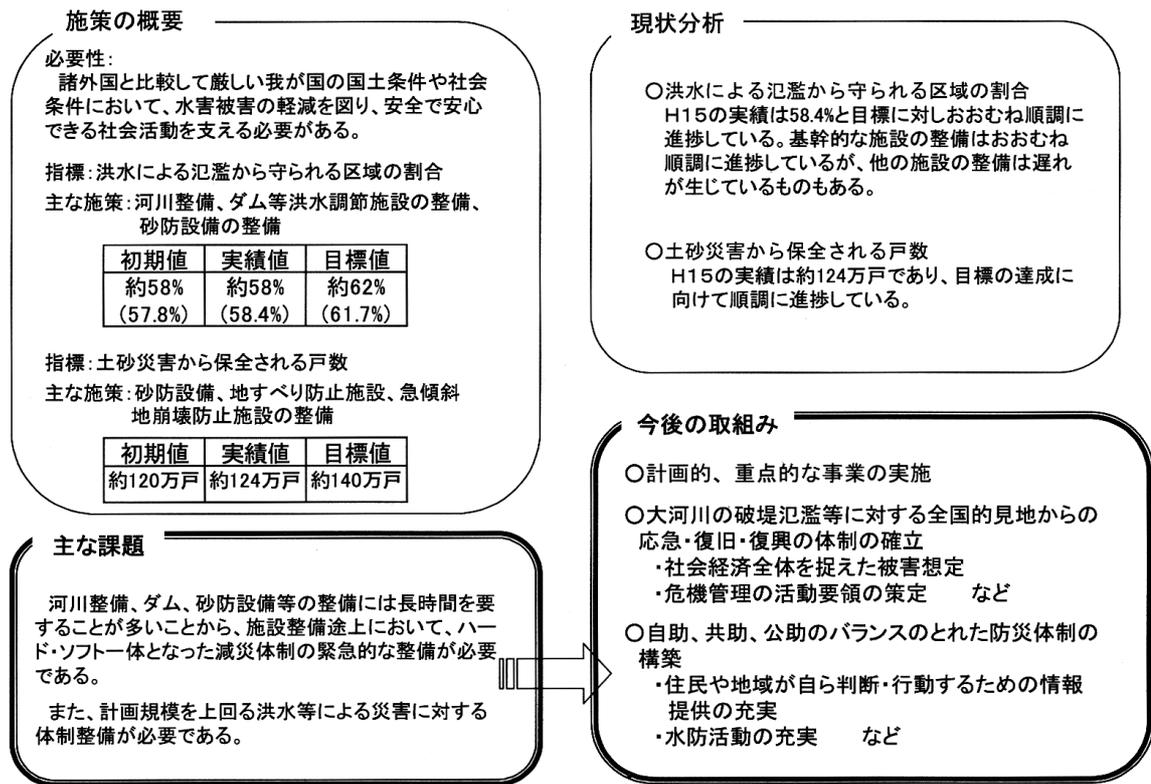
- ・治水情報基盤総合整備事業の創設
- ・雨水貯留・利用浸透施設に係る所得税・法人税の割増償却制度の拡充
- ・ダム機能向上事業の創設
- ・水系環境整備事業の創設
- ・大規模地震対策等河川事業の創設
- ・堤防強化対策制度の創設
- ・水災防止体制の充実
- ・地域防災斜面对策統合事業費補助の創設
- ・津波危機管理対策事業（仮称）の創設

② 政策チェックアップ（業績測定）の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標（アウトカム指標）の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算概算要求等に反映。

③ 政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題として重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・



〔政策チェックアップの例〕

評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○H16政策レビュー河川局関係テーマ

- ・今後の物流施策の在り方 (H16)
- ・バリアフリー社会の形成 (H16～H17)
- ・直轄工事のゼロエミッション対策 (H16～H17)
- ・プレジャーボートの利用改善 (H16～H17)
- ・国土交通行政におけるテロ対策の総合点検 (H16～H17)

④ 個別公共事業の評価

平成17年度においても、引き続き河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

※1 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

※2 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ③ ダム事業の実施計画調査費が予算化後5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤ 社会的状況の急激な変化、技術革新等により再評価実施主体等が再評価の必要があると判断した事業

※3 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

※4 評価結果等の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所ですべて予算内示をされる事業（ダム事業）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/>

river/gaiyou/hyouka/index.html 参照)

なお、上記※1～※3に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき実施。

※5 ダム事業の評価結果等

I. 新規事業採択時評価

【直轄事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	B/C
木曾川水系連絡導水路事業 中部地方整備局	木曾川水系 木曾川、長良川、揖斐川	呑口：西平ダム下流 吐口：犬山地点上流	1.3

【補助事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	B/C
熊野川ダム再開発事業 富山県	神通川水系 熊野川	富山県上新川郡大山町	4.8
高尾ダム建設事業 兵庫県	新湊川水系 石井川	兵庫県神戸市	10.5

○新規

【補助事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	B/C
五名ダム再開発事業 香川県	湊川水系 湊川	香川県東かがわ市	1.4

○事業段階の移行に伴うもの

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果				
	5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中	
							うち見直し継続				
ダム事業	直轄・機構事業	0	1	0	4	3	8	8	0	0	0
	補助事業等	0	2	0	10	1	13	4	0	0	9
	合計	0	3	0	14	4	21	12	0	0	9

概算要求事業別内訳

1. 河川事業

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
直 轄 河 川 改 修	305,395	225,384	260,416	191,788	1.17	1.18
一 般 河 川 改 修	230,580	174,182	188,300	142,313	1.22	1.22
総合治水対策特定河川	10,951	7,301	10,332	6,888	1.06	1.06
特定構造物改築	19,395	13,899	18,642	13,394	1.04	1.04
高規格堤防整備	37,462	24,976	35,679	23,787	1.05	1.05
水防災対策特定河川	7,007	5,026	7,463	5,406	0.94	0.93
直轄床上浸水対策特別緊急	18,220	13,673	16,288	12,829	1.12	1.07
直轄河川維持修繕	102,130	57,655	102,123	57,651	1.00	1.00
直轄河川工作物関連応急対策	8,509	6,508	8,110	6,192	1.05	1.05
直轄流水保全水路整備	297	149	297	148	1.00	1.01
直轄消流雪用水導入	1,010	505	1,010	505	1.00	1.00
河川事業調査費等	3,325	3,315	2,094	2,085	1.59	1.59
小 計	438,886	307,189	390,338	271,198	1.12	1.13
直轄河川災害復旧等関連緊急	23,281	17,021	10,180	6,962	2.29	2.44
直轄河川激甚災害対策特別緊急	800	534	13,511	9,008	0.06	0.06
直 轄 計	462,967	324,744	414,029	287,168	1.12	1.13
直轄河川都市基盤整備	22,448	15,123	19,323	13,150	1.16	1.15
直轄総合治水環境整備	32,382	16,191	27,403	13,702	1.18	1.18
直轄総合水系環境整備事業調査費	145	145	145	145	1.00	1.00
小 計	54,975	31,459	46,871	26,997	1.17	1.17
直 轄 再 計	517,942	356,203	460,900	314,165	1.12	1.13
河 川 改 修	(128,939)	(68,513)	(122,005)	(64,721)	(1.06)	(1.06)
広 域 河 川 改 修	(122,409)	(65,448)	(114,747)	(60,903)	(1.07)	(1.07)
基 幹 河 川 改 修	(112,809)	(61,515)	(105,487)	(57,115)	(1.07)	(1.08)
一 般 河 川 改 修	(9,600)	(3,933)	(9,260)	(3,788)	(1.04)	(1.04)
水 防 災 対 策	2,830	1,415	1,660	830	1.70	1.70
情報基盤緊急整備	—	—	5,598	2,988	—	—
浸水想定区域調査	3,700	1,650	—	—	—	—
都 市 河 川 改 修	(157,005)	(71,438)	(163,003)	(71,209)	(0.96)	(1.00)
都 市 河 川 改 修	(65,925)	(31,485)	(67,923)	(29,723)	(0.97)	(1.06)
広 域 河 川 改 修	(43,874)	(21,727)	(42,328)	(21,029)	(1.04)	(1.03)
基 幹 河 川 改 修	(38,774)	(19,687)	(38,458)	(19,481)	(1.01)	(1.01)
一 般 河 川 改 修	(5,100)	(2,040)	(3,870)	(1,548)	(1.32)	(1.32)
	5,010	2,004	3,600	1,440	1.39	1.39

区 分	平成17年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
大規模地震対策等河川 特定地域堤防機能高度化	(21,841) 21,561 210	(9,688) 9,548 70	(25,535) 25,025 60	(8,674) 8,484 20	(0.86) 0.86 3.50	(1.12) 1.13 3.50
総合治水対策特定河川 流域対策施設整備	(56,228) 43,012 4,996	(28,114) 21,506 1,887	(57,750) 45,946 5,404	(28,905) 23,003 1,939	(0.97) 0.94 0.92	(0.97) 0.93 0.92
都市基盤河川改修	(29,856) 25,443	(9,952) 8,481	(31,602) 26,631	(10,534) 8,877	(0.94) 0.96	(0.94) 0.96
床上浸水対策特別緊急 統合河川整備事業	(25,822) 23,502 43,167	(12,833) 11,673 22,397	(30,921) 28,031 38,934	(15,258) 13,828 20,148	(0.84) 0.84 1.11	(0.84) 0.84 1.11
統合準用河川改修 河 川 修 繕	7,857 5,904	2,619 1,968	8,358 6,309	2,786 2,103	0.94 0.94	0.94 0.94
補助率差額	(—) —	(12,968) 10,733	(—) —	(13,542) 11,878	(—) —	(0.96) 0.90
小 計	(368,694) 326,252	(192,736) 170,116	(369,530) 322,931	(189,767) 165,951	(1.00) 1.01	(1.02) 1.03
河川災害復旧等関連緊急	(6,096) 6,012	(3,048) 3,006	(6,310) 4,990	(3,155) 2,495	(0.97) 1.20	(0.97) 1.20
河川激甚災害対策特別緊急	(26,340) 26,120	(14,224) 14,114	(25,802) 25,802	(13,320) 13,320	(1.02) 1.01	(1.07) 1.06
補助計	(401,130) 358,384	(210,008) 187,236	(401,642) 353,723	(206,242) 181,766	(1.00) 1.01	(1.02) 1.03
統合水系環境整備	(6,753) 6,409	(2,947) 2,775	(7,100) 6,800	(2,921) 2,771	(0.95) 0.94	(1.01) 1.00
補助再計	(407,883) 364,793	(212,955) 190,011	(408,742) 360,523	(209,163) 184,537	(1.00) 1.01	(1.02) 1.03
住宅地地基盤特定治水施設等整備 下水道関連特定治水施設整備 河川等関連公共施設整備促進 補助再々計	12,893 22,234 7,963 407,883	7,541 10,796 4,607 212,955	13,692 17,124 17,403 408,742	7,541 8,348 8,737 209,163	0.94 1.30 0.46 1.00	1.00 1.29 0.53 1.02
合 計	925,825	569,158	869,642	[517,839] 523,328	1.06	1.09

- (注) 1. 上段 () 書は、住宅地地基盤特定治水施設等整備事業、下水道関連特定治水施設整備事業及び河川等関連公共施設整備促進事業を含む額である。
2. 前年度国費の合計欄上段 [] 書は、一般会計国費である。
3. 本表のほかに、改革推進公共投資河川事業資金貸付金償還時補助として平成17年度要求国費には、12,209百万円がある。

2. 河川総合開発事業

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
直轄多目的ダム	< 196,415> 166,404	134,610	< 190,164> 162,054	130,557	<1.03> 1.03	1.03
直轄河川総合開発	13,752	10,403	9,190	7,016	1.50	1.48
直轄流況調整河川	< 6,900> 6,675	4,959	< 10,571> 10,125	7,661	<0.65> 0.66	0.65
水資源開発事業交付金	< 72,453> 54,003	40,803	< 61,396> 34,576	25,580	<1.18> 1.56	1.60
水資源開発事業交付金	< 81,006> 59,612	40,803	< 68,580> 38,576	25,580	<1.18> 1.55	1.60
民間借入金	<△ 8,553> △ 5,609	—	<△ 7,184> △ 4,000	—	<1.19> 1.40	—
直轄ダム機能向上	286	200	—	—	—	—
直轄ダム施設改良	< 3,577> 3,488	2,476	< 3,579> 3,490	2,476	<1.00> 1.00	1.00
直轄総合水系環境整備	5,930	2,945	5,038	2,519	1.18	1.17
直轄堰堤維持	< 56,756> 41,628	24,923	< 55,952> 40,632	24,294	<1.01> 1.02	1.03
河川総合開発事業調査	1,998	1,998	1,998	1,998	1.00	1.00
直 轄 計 (水機構民間借入金除き)	< 358,067> 294,164 < 366,620> 299,773	223,317	< 337,888> 267,103 < 345,072> 271,103	202,101	<1.06> 1.10 <1.06> 1.11	1.10
補助多目的ダム	< 97,758> (80,668) < 75,271> 61,632	(42,582) 32,843	< 113,579> (92,671) < 84,265> 68,974	(48,509) 36,445	<0.86> (0.87) <0.89> 0.89	(0.88)
補助治水ダム	(24,279) 17,949	(12,448) 9,254	(21,731) 20,069	(11,114) 10,245	(1.12) 0.89	(1.12)
統合水系環境整備	798	266	819	273	0.97	0.97
堰堤改良	7,337	2,974	8,081	3,560	0.91	0.84
堰堤修繕	975	325	1,311	437	0.74	0.74
補助率差額	—	(7,129) 5,942	—	(6,730) 5,748	—	1.03
小 計	< 131,147> (114,057) < 102,330> 88,691	(65,724) 51,604	< 145,521> (124,613) < 114,545> 99,254	(70,623) 56,708	<0.90> (0.92) <0.89> 0.89	(0.93)
下水道関連特定治水施設整備	< 18,690> 16,235	8,727	< 20,225> 16,165	8,652	<0.92> 1.00	1.01
河川等関連公共施設整備促進	< 10,127> 9,130	5,393	< 10,751> 9,194	5,263	<0.94> 0.99	1.02
補 助 計	< 131,147> 114,056	65,724	< 145,521> 124,613	70,623	<0.90> 0.92	0.93
合 計 (水機構民間借入金除き)	< 489,214> 408,220 < 497,767> 413,829	289,041	< 483,409> 391,716 < 490,593> 395,716	[270,570] 272,724	<1.01> 1.04 <1.01> 1.05	1.06

- (注) 1. 上段 () 書は、下水道関連特定治水施設整備事業および河川等関連公共施設整備促進事業を含む額である。
2. 上段 < > 書は、利水者負担金を含む額である。
3. 独立行政法人水資源機構の民間借入金は、当該年度の用地先行取得分およびダム建設調整分に係る借入額から、過年度借入に係る償還額を差し引いたものである。
4. 前年度国費の合計欄上段 [] 書は、一般会計国費である。
5. 本表のほかに、改革推進公共投資河川総合開発事業資金貸付金償還時補助として平成17年度要求国費には1,956百万円がある。

地方からの声

浜原ダムと江の川の治水について



全国治水期成同盟会連合会理事

島根県邑智町長 林 興 平

邑智町は島根県の中央に位置し、町のど真中を中国地方随一の大河（延長208キロメートル）江の川が東から西へと貫流しており、雨期を中心にこれまで何回か大洪水に見舞われてきたことから別名「暴れ川」とも呼ばれ、町民の心配も殊のほか大きいものがあります。

一例として、昭和47年に発生した豪雨によります記録的な雨量は500ミリに達し、また、浜原ダムから出る放水量も毎秒9,500トンを超えたことから、鉄道は不通になり、家屋や橋梁も流され、農地は埋没し道路は寸断され、通信機能も途絶し、正に町全体がパニック状態に陥りました。そして豪雨がもたらした被害額はなんと46億に達し、この年の邑智町の一般会計予算が6億2千万円であったことから、

町の年間予算を上回る大惨事となったところでした。

こういった災害を繰り返すたびに治水に対する国をあげての支援によって、今では災害に強い川になりました。

一方、このような災害のない時の江の川は常に町民に安らぎを与え、幾つかの拠点もこの川を通じ設置いたしております。

その一つに、邑智町役場から2キロメートル上流にカヌーの里があり、この施設は平成3年に完成し、今日までにカヌー博物館・カヌー工房施設・オートキャンプ場やトレーラーハウスなどを設置するとともに、カヌーインストラクターによるカヌー指導も行っています。

こうして川に関わりを持つ「遊」「楽」「創」の里



浜原ダム



カヌー教室

としての位置づけを行ったことから、全国各地の若者を中心に年間約2万人が訪れ、交流、体験の輪をより大きくしているところです。

役場より7キロ上流には、昭和29年に中国電力株式会社によって川を堰止め建設された浜原ダムがあります。このダムは水力発電用のダムであるとともに、洪水時の水の調整にも大きな役割を果たしております。

さらに、このダムは川幅が200メートルあり、ほとんど水の動きがないことから、昭和57年にはこのダムがカヌー競技の国民体育大会の会場となり、その後もカヌーの練習や競技場としても活用されており、今年の6月には高校の総合体育大会や国民体育大会の予選の場としても使われました。

また、このダム周辺には鯉・鮒・ブラックバス・ブルーギルなど淡水魚が沢山生息していること

から、1年中釣り客も訪れております。秋に入れば周辺の広葉樹が色づき、道ゆく人もしばし立ち止まり、豊かな大自然を満喫しながら通りすぎて行きます。

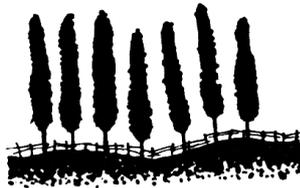
こういった中、今年の10月には隣の大和村と邑智町が合併し、「水と緑 いきいき輝く夢あふれる協働のまち」美郷町として新たなスタートを始め、さらなる躍進を目指しているところであります。

経 歴

昭和54年2月 邑智町長 就任

現在 鳥根県土木協会河川部会評議員

平成3年9月 全国治水期成同盟会連合会理事 就任



<全水連だより>

平成16年度地方治水大会等の日程変更

(平成16年9月10日現在)

各地方治水大会、治水事業促進全国大会等の日程は、機関紙「治水」第613号（4月号）でお知らせいたしておりますが、今般都合により日程が変更となりますので、お知らせいたします。

日時が迫ってからの変更で恐縮でございますが、お間違いのないようにして多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

全国治水期成同盟会連合会

行 事 名	月 日				会 場
	変更前	(曜)	変更後	(曜)	
全水連理事会	10月20日	(水)	10月7日	(木)	麴町会館
北陸地区治水大会	10月21日	(木)	変更なし	(木)	金沢市エクセルホテル
東北地方治水大会	10月22日	(金)	変更なし	(金)	東急山形市ホテルメトロポリタン山形
中国地方治水大会	10月25日	(月)	変更なし	(金)	出雲市ビックハート出雲
四国地方治水大会	10月27日	(水)	10月15日	(金)	松山市愛媛県民文化会館
近畿地方治水大会	10月29日	(金)	変更なし	(金)	兵庫県淡路夢舞台国際会議場
九州地方治水大会	11月1日	(月)	10月18日	(月)	熊本市
治水事業促進全国大会	11月17日	(水)	11月1日	(月)	砂防会館別館

(注) 上記日程は変更する場合がある。

訂正とお詫び

本紙「治水」第617号（8月号）24ページ掲載の第55回利根川治水同盟治水記念大会の開催中、挨拶

の後藤新群馬県副知事は、「群馬県出納長」の誤りでした。ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。ここに訂正いたします。